

| 令和5年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第13号） | | | | | | |
|---|-----------------------|--------------------|-------|-------------|--------|-------|
| 招集年月日 | 令和5年9月5日 | | | | | |
| 招集の場所 | あさぎり町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開議 | 令和5年9月12日 午前10時00分 | | | 議長 | 森岡 勉 |
| | 散会 | 令和5年9月12日 午後4時34分 | | | 議長 | 森岡 勉 |
| 応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 1 | 小谷 節雄 | ○ | 8 | 豊永 喜一 | ○ |
| | 2 | 岩本 恭典 | ○ | 9 | 山口 和幸 | ○ |
| | 3 | 難波 文美 | ○ | 10 | 永井 英治 | ○ |
| | 4 | 加賀山 瑞津子 | ○ | 11 | 皆越 てる子 | ○ |
| | 5 | 橋本 誠 | ○ | 12 | 小見田 和行 | ○ |
| | 6 | 小出 高明 | ○ | 13 | 溝口 峰男 | ○ |
| | 7 | | | 14 | 森岡 勉 | ○ |
| 議事録署名議員 | 5番 橋本 誠 6番 小出 高明 | | | | | |
| 出席した議会書記 | 事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹 | | | | | |
| 地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 × | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 町長 | 北口 俊朗 | ○ | 教育長 | 米良 隆夫 | ○ |
| | 税務課長 | 高田 真之 | ○ | 教育課長 | 山口 宏子 | ○ |
| | 税務課長補佐 | 林田 考功 | ○ | 教育課長補佐 | 石井 誠 | ○ |
| | 町民課長 | 中竹 健次 | ○ | 教育課長補佐 | 縦木 寿礼 | ○ |
| | 町民課長補佐 | 小田 淳 | ○ | 教育課指導主事 | 吉川 巧 | ○ |
| | 生活福祉課長 | 蓑田 輝幸 | ○ | 高齢福祉課長 | 林 敬一 | ○ |
| | 生活福祉課長補佐 | 上田 日和 | ○ | 高齢福祉課長補佐 | 尾方 圭 | ○ |
| | 生活福祉課長補佐 | 早田 愛一郎 | ○ | 高齢福祉課派遣(局長) | 前田 和博 | ○ |
| | | | | 健康推進課長 | 大藪 哲夫 | ○ |
| | | | | 健康推進課長補佐 | 桑原 雄一郎 | ○ |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |

議事日程（第13号）

| | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |

本日の会議に付した事件

| | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑) |

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行います。

◎議長（森岡 勉君） 日程第1、認定第1号、令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし説明を求めます。高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） それでは、税務課所管分について説明いたします。9ページをお願いいたします。歳入からになります。町税の収納状況でございます。項1市町村民税、調定額5億5,683万9,680円。収入済額5億4,769万175円。不納欠損額93万9,232円。収入未済額821万273円。徴収率98.4%で、対前年度比0.1ポイント上昇しています。項2固定資産税、調定額6億2,351万5,510円。収入済額5億6,082万4,531円。不納欠損額56万6,200円。収入未済額6,212万4,779円。徴収率89.9%で、対前

年度比1.3ポイント上昇しています。項3軽自動車税、調定額7,303万3,275円。収入済額7,211万2,175円。不納欠損額4万6,200円。収入未済額87万4,900円。徴収率98.7%で、対前年度比と同じです。項4市町村たばこ税、調定額9,520万8,772円。収入済額同額です。徴収率は同じです。町税の合計、最上段になりますが調定額13億4,859万7,237円。収入済額12億7,583万5,653円。不納欠損額155万1,632円。収入未済額7,120万9,952円。徴収率94.6%で、対前年度比0.4ポイント上昇しています。次に、町税合計の内訳になります。現年度分調定額12億7,008万4,941円に対し、収入済額12億6,504万625円。徴収率99.6%で、対前年度比は同じです。現年度分徴収率は県内45市町村中7番目の順位になり、昨年度からプラス1、平成30年度からプラス30位、順位が上昇しており、平成30年度からの順位上昇は、県内1位でございます。滞納繰越分調定額7,851万2,296円に対し、収入済額1,079万5,028円。徴収率13.7%で、前年度比2.5%下回っております。また滞納繰越分調定額7,851万2,296円に対しまして、令和5年度の滞納繰越分調定見込額が、7,120万9,952円で、約730万円縮減されております。町税の今年度収入済額が前年度収入済額に対して、約3,600万円の減額になっております。13ページをお願いいたします。下から2枠目、目1総務手数料、節1徴税手数料、収入済額175万9,450円は、町税督促手数料と税関係証明手数料です。20ページをお願いいたします。上から2枠目、目1総務費県委託金、節2徴税費委託金は、個人県民税を町が徴収事務を行っているため、個人県民税納税義務者6,950人に対し、3,000円を乗じた金額及び令和3年度精算額の合計額となります。次に23ページをお願いいたします。上から2枠目、目1延滞金は、主に過年度分の町税の延滞金になります。次に、歳出になります。主立ったもののみの説明とさせていただきます。47ページをお願いいたします。上から3枠目、目1税務総務費、節1報酬の会計年度任用職員報酬は、国民健康保険税担当職員の育休代替と住民税申告時庶務の2名分です。節3職員手当等、備考欄の下から3行目、時間外勤務手当は申告相談のための給与支払い報告書の入力作業や相談当日の申告書整理作業、各種税の賦課処理作業、徴収などの時間外勤務手当になります。48ページをお願いいたします。節12委託料、備考欄の固定資産土地評価業務委託料は、3年に1回の評価替えに備え、年度ごとに土地の評価調整をするために委託したものでございます。その下の固定資産家屋評価業務委託料は、新築、新增築分に合わせて年間約60棟の家屋評価委託をしているものです。その下の実地調査基礎資料作成委託料は、3年に1回、地図業者に家屋の新築部分を調査委託しているものになります。節13使用料及び賃借料の統合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスソフトウェアの使用料です。節18負担金補助及び交付金の備考欄の3段目、たばこ小売組合助成金は、たばこ販売協同組合あさぎり支部に対する助成金でお客様へのサービスライターや携帯灰皿の配布による喫煙マナーの周知と販売促進により、税収の向上に貢献されております。1番下のデマンド交通無料乗車補助金は、申告会場が遠くなった方や交通手段のない方への往復の無料補助になります。実績につきましては、往復片道合わせて46名の方に御利用いただいております。2枠目、目2賦課徴収費、節11役務費、備考欄の2段目、軽自動車税納付情報提供業務手数料は、軽自動車協会から軽自動車税の申告情報をデータで受け取るための手数料です。その下の軽自動車税環境性能割徴

収取扱費は、令和元年度の地方税の改正により自動車取得税が廃止され環境性能割が導入されたもので、前年の徴収実績の5%を熊本県に徴収取扱費として納付したものです。節12委託料、電算システム改修委託料は、地方税共通納税システム対象税目拡大に伴うシステム改修委託料になります。節13使用料及び賃借料の地方税電子申告支援サービス利用料は、共通納税分の給与特昇分、法人住民税申告、償却資産申告、給与支払い報告書などの電子申告サービス利用料でございませう。節18負担金補助及び交付金の備考欄の一行目、地方税共同機構負担金は、地方税の電子化の業務を行っている地方税共同機構への負担金です。その下の軽自動車税通報事務負担金は、軽自動車税申告書取扱い事務の町村割分の負担金でございませう。節22償還金利子及び割引料の備考欄、町税還付金は、個人や法人の申告による更正などによる過年度分の負担、還付金となります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） 町民課所管分を御説明をいたします。まず、歳入からです。12ページをお願いします。2枠目、項2、目2衛生費負担金、節1保健衛生費負担金は、墓地公園管理料で年間管理料26件分です。次のページをお願いいたします。2枠目、項2、目1総務手数料、節2戸籍関係手数料、その下節3住民登録関係手数料、その下、節4印鑑証明手数料、その下、節5諸証明手数料につきましては、それぞれ受入れを行っております。総件数は1万5,685件でした。次のページをお願いいたします。目3衛生手数料、節1衛生手数料は、犬の登録、新規登録59頭、その下、狂犬病予防注射手数料753頭分、その下、一般廃棄物処理業等清掃手数料は、使用する車両等の更新手数料で、26台分です。最下段の3枠目、項2、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号カード交付事務にかかる会計年度任用職員への人件費等に交付されている補助金です。令和4年度のカード申請件数は5,383件、交付件数は5,266件でした。その下、節2社会保障税番号システム整備費補助金は、戸籍システム改修に係る補助金で、歳出の委託料で支出しております。16ページをお願いいたします。2枠目、項3、目1総務費国庫委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金は、外国籍の転入等の届出に対する事務処理に係る委託金です。その下、目2民生費国庫委託金、節2国民年金事務委託金は、国民年金事務に係る人件費や物件費、協力連携事務に係る委託金となります。20ページをお願いいたします。はい、失礼しました。項3、目1総務費県委託金、節3住民基本台帳費委託金、人口動態調査委託金は、出生や死亡等の自然増減、転入転出等による社会増減の報告に関する事務委託金になります。24ページをお願いいたします。項4、目4雑入、節1雑入、上から11番目証明書郵便料は、マイナンバー入りの住民票を本人以外が取得された場合、本人へ郵送する際にいただく費用となります。その下、資源有価物売払収入になります。アルミ缶などの14品目の資源物の回収に伴う単価契約による売払収入となります。歳入につきましては以上となります。続きまして、歳出を説明いたします。42ページをお願いいたします。最下段、目16旅券費です。パスポート申請受付及び発行に伴う事務費です。次のページをお願いいたします。節17備品購入費は、旅券電子申請用バーコードリーダー購入によるものです。48ページをお願いいたします。最下段、項3、目1戸籍住民基本台帳費です。次のページをお願いいたします。最下段の節12委託料は、戸籍や住基ネット等の保守委託料等になりますが、備考の6行目、戸

籍情報システム改修委託料は、歳入で説明いたしました社会保障税番号システム整備費補助金の対象事業費となります。次のページをお願いいたします。備考1番上のマイナンバーカード取得促進事業委託は、県が実施主体で、自治体と連携して取得促進を図った事業です。その下、節13使用料及び賃借料は戸籍システム及び住基ネットのリース料となります。平成31年度から、それぞれ5か年間のリースとなっております。その下、節17備品購入費は、契約綴じ機、マイナンバーカード出張専用タブレット、デジタルカメラを購入したものです。二つ下、節22償還金利子及び割引料で、備考、マイナンバーカード交付事業費補助金返還金は、令和3年度実績に基づき返還するものであります。58ページをお願いいたします。2段目、目5国民年金事務費です。歳入で説明いたしました国庫委託金を充当しています。次のページをお願いいたします。節8旅費は事務説明会及び担当者会議旅費です。69ページをお願いいたします。2段目、目2予防費は狂犬病予防に関する支出で、節12委託料は町道での犬猫等の死骸処理委託料です。3段目、目3環境保全費で、節7報償費は、不法投棄の監視のための巡回をしていただく環境美化監視員10名分と各行政区から選出いただいております廃棄物減量等推進53名分の謝金となります。最下段、節12委託料は、可燃物、不燃物のごみ収集や墓地公園管理委託料となります。次のページをお願いいたします。備考の上から2番目3番目は、生ごみの収集及び処理、5番目は、不燃物の選別処分のための委託料となります。その下、災害廃棄物処理運搬委託料は、台風14号に伴い被災した世帯の災害廃棄物の収集運搬及び処理となります。その下、指定ごみ袋取扱業務委託料は、物価高騰に伴うごみ袋の製造経費分上昇分を新型コロナ交付金を活用して補填するものです。四つ下の節18負担金補助及び交付金で、備考3番目の資源有価物回収事業交付金は、各行政区及び協力団体へ回収重量に応じて交付したものです。その下の節22償還金利子及び割引料は、一旦永代使用料として納められていましたが家庭の諸事情により返還申出があり、あさぎり町墓地公園条例第5条第3項及び同施行規則第8条により返還を行ったものです。76ページをお願いいたします。中ほどで、項2清掃費、目1塵芥処理費、節18負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合へ、ごみ処理費、し尿処理費、斎場費として支出したものです。前年比で可燃ごみが23トン減少、不燃ごみが4トン増加となっております。以上で、町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。生活福祉課所管分につきまして、説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。歳入です。1枠目、中ほどの項2負担金の目1民生費負担金、節2障害者福祉費負担金の地域活動支援センター事業市町村負担金は、障害者の方への生活支援や社会交流の場を提供している事業に対しての錦町、相良村からの負担金となります。その下、巡回相談支援事業市町村負担金は、上球磨4町村で実施しております事業の市町村負担金となっております。節3児童福祉費負担金は、令和4年度分の保育所負担金と過年度分の保育所負担金となっております。不納欠損額につきましては、執行停止後3年経過による3件分の不納欠損額となっております。14ページをお願いいたします。1枠目最上段目2、節1の民生手数料は、現年分、過年分の保育料督促手数料を受入れたものとなります。不納欠損額につきましては先ほどの保育料同様、執行停止3年が経過したものとなります。2枠目、目1、節2障害者福

祉費負担金、障害者医療費負担金は、障害者の方の医療費を軽減するための公的医療制度で、実績に基づき国の負担分を受入れたものです。その下、障害者自立支援給付費等負担金は、障害者の方の行動支援や相談支援、補装具などのサービスについて、実績に基づき国の負担分を受入れたものです。節4 児童福祉総務費、負担金の子どものための教育保育給付交付金は、認定こども園、保育園に支払う運営費に対する国の負担分を受入れたものです。その下、障害児給付費等負担金は、障害児及び発達障害児等に対する通所支援費のうち国の負担分を受入れたものです。その下、子育てのための施設等利用給付交付金は、保育料無料、無償化に伴う認定こども園の預かり保育に対する交付金で、国の負担分を受入れたものです。節5 児童手当事業費負担金は、中学生以下の児童に支給される児童手当において、国の負担割合分を受入れたものとなります。節6 養育医療事業費負担金は、低出生体重児の入院に係る医療費の保護者負担分を除いた2分の1を国庫負担金として受入れたものです。15ページをお願いいたします。目2 民生費国庫補助金、節1 障害者福祉費補助金の地域生活支援事業補助金は、障害者の方の日常生活用具の購入、地域活動支援センターや巡回支援専門員などに要する費用について、国の負担割合分を受入れたものです。その下、障害者総合支援事業費補助金は、障害福祉関係データベースのシステム改修に伴う補助金を受入れたものとなります。その下、節2 児童福祉総務費補助金の子ども子育て支援交付金は、延長保育や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などに対する国の負担分を受入れたものです。その下、子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金は、保育園の質の向上のための研修に対する国の負担金となります。その下、保育所等整備交付金は、まこと保育園の園舎建て替えに対する交付金となっております。その下、保育士等处遇改善特例交付金は、認定こども園、保育園、学童クラブで働く職員の賃金を1人当たり9,000円程度引き上げるための交付金を受入れたものとなります。その下、出産子育て応援交付金は、妊娠、出産の届出をされ、決められた面談、調査を終了された子育て世帯に対し、妊娠時出産時にそれぞれ5万円を給付する事業でございますが、その事業の交付金を受入れたものとなります。節3 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、令和3年度及び令和4年度非課税世帯に対し10万円をまた電気、ガス、食糧費等価格高騰に対する緊急支援給付金として、令和4年度住民税非課税世帯等に対し、5万円を支給した事業費を受入れたものとなります。節5 低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、児童手当受給者等を対象に住民税非課税世帯の児童1人当たり5万円を支給したもので、その事業費を受入れたものとなります。16ページをお願いいたします。1 枠目、下から2 段目、目2 民生費国庫委託金、節1 障害者福祉費委託金は、特別児童扶養手当の事務に対する委託金を受入れたものとなります。17ページをお願いいたします。目2 民生費県負担金、節2 障害者福祉費負担金は、国庫支出金で説明いたしました各項目の県負担分となります。節4 児童福祉総務費負担金の各項目につきましても、国庫支出金で説明いたしました各項目の県負担分となります。節5 児童手当事務費負担金は、児童手当に係る事務費を受入れたものとなります。節6 養育医療事業費負担金は、低出生体重児に係る医療費の県負担分を受入れたものとなります。節7 救護施設費負担金は、各福祉事務所から受けました事務費及び保護費の負担分となります。節の最下欄から上2 段目、節1 社会福祉総務費補助金は、民生委員協議会の活動補助金と特別慰霊金の事務に対する交付金、住まいの再建支援事業補助金を

受入れたものでございます。18ページをお願いいたします。節の枠2段目、節3障害者福祉費補助金の障害者住宅改造助成事業費補助金は、重度の身体知的障害者のいらっしゃる世帯に対し、自立促進を目的に住宅改造の費用の一部を補助する事業の補助金を受入れたものです。その下、重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度心身障害者の方の申請された医療費に対して県の負担分を受入れたものとなります。その下、地域生活支援事業費補助金は、国の補助同様に、県の負担分を受入れたものです。その下、重度訪問介護等利用促進事業補助金は、訪問系サービスの給付金について、国庫負担基準に基づき支給されるものでその補助金を受入れたものとなります。節4児童福祉費補助金の、失礼しました。多子世帯子育て支援事業費補助金は、第三子以降の保育料無償化に対する県の負担分を受入れたものとなります。その下、子どものための教育保育給付費地方単独費用補助金は、認定こども園、保育園に支払う運営費のうち県の負担分を受入れたものとなります。その下、子ども子育て支援補助金は、延長保育や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などに対する県の負担分を受入れたものでございます。その下、教育の質の向上のための研修支援事業費補助金は、町が主催する認定こども園、保育園の職員を対象にした研修に対する補助金を受入れたものでございます。その下、保育対策総合支援事業費補助、事業補助金は、保育資格を持たない補助職員を園が雇い上げる際の経費に対する補助金を受入れたものとなります。その下、出産子育て応援交付金は、国の補助同様に県の負担割合を受入れたものとなります。節5子ども医療費助成事業費補助金は、県からの乳幼児医療費補助金を受入れたものです。節6独り親家庭福祉費補助金は、独り親家庭医療費補助金を受入れたものです。節7救護施設費補助金は、保護施設等に対する新型コロナウイルス対策事業補助金を受入れたものとなります。20ページをお願いいたします。1枠目、目5民生費県委託金、節1障害者福祉費委託金は、生活のしづらさなどに関する調査の委託料を受入れたものとなります。23ページをお願いいたします。項4雑入の目1民生費負担金の節1救護施設費納付金は、救護施設入所者の自己負担金を受入れたものとなります。25ページをお願いいたします。備考の備考の上から2段目に記載のありますしらがね寮給食費は、職員の宿直時の給食費を受入れたものとなります。その下、子どものための教育保育給付費国庫負担金精算金から、最下段から上に11段目の障害者医療費県負担金精算金までは、過年度の事業の精算金や交付金、廃油の取引料を受入れております。26ページをお願いいたします。目7民生債はそれぞれの事業において、事業債を受入れたものとなります。53ページをお願いいたします。歳出となります。2枠目、目1社会福祉総務費です。職員の給与を含む支出済額となりますが、令和4年度は、民生委員の改選の年でございましたので、節1報酬で、民生委員推薦委員会の報酬を支出しております。54ページをお願いいたします。節12の委託料としまして、総合相談事業委託料や災害時避難、災害時避難要支援者支援システム保守委託料、節13の使用料及び賃借料で、デマンド交通システムにかかる使用料と災害時避難要支援者支援システムのリース料、節18の負担金補助及び交付金では、民生委員児童委員協議会への補助金や社会福祉協議会運営費補助金、デマンド交通運行に対する補助金、遺族会補助金、55ページになりますが、後見、失礼しました成年後見制度利用支援の助成金、社会福祉協議会事業費補助金が主なものとなっております。56ページになります。目4障害者福祉費でございしますが、主なものとしまして

は、57ページにまたがりませんが、節11役務費では審査や意見書に係る手数料を、節12委託料では地域生活支援に係る委託料を、節13使用料及び賃借料では障害者の方のサービス請求内容チェックシステムの使用料を、節18負担金補助及び交付金では、障害者の方の各団体や支援事業所への負担金を支出しております。58ページをお願いいたします。節19扶助費では、障害者の方の医療、医療費や補装具、日常生活用具や自動車免許取得に係る費用、福祉年金給付や福祉タクシー料金助成に対する支出となっております。節22償還金利子及び割引料は、令和3年度事業確定によります各事業の返還金となっております。節27繰出金は、球磨郡障害認定審査事業特別会計への繰出金となっております。59ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費でございますが、生活福祉課所管分としましては、60ページにまたがりませんが、節12委託料のヘルシーランド指定管理委託料とふれあい福祉センター指定管理委託料、節14工事請負費は、ヘルシーランドの進入路及び健幸教室の照明工事と電源キュービクルの更新工事。節17備品購入費は、ヘルシーランドの防犯カメラと券売機の購入を行っております。目8子育て世帯等臨時特別支援事業費につきましては、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯及び家計急変世帯に対して1世帯当たり10万円を支給した事業と価格高騰による緊急支援として1世帯当たり5万円を支給した事業の歳出となっております。目9大学生等への臨時特別給付金給付事業費は、61ページにまたがりませんが、あさぎり町が独自事業として大学生等への支援事業として実施しました町内出身の大学生等に10万円を支給する事業費の支出となっております。目1児童福祉総務費でございますが、節7報償費の出生祝い金につきましては、62名の出生児に対しまして祝い金を支出しております。節18負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金は、認定こども園、保育園の運営費として支出したものとなります。放課後児童健全育成事業補助金は、放課後児童クラブへの運営費に対する補助金となっております。保育対策総合支援事業補助金は、主に保育補助、保育補助者雇い上げ強化の補助金として支出したものとなります。62ページをお願いいたします。病児病後児保育事業負担金は、公立多良木病院企業団のほっと館で実施しております事業への負担金となっております。延長保育事業補助金及び障害児保育事業補助金は、それぞれの保育事業を実施している園に対しての補助金となっております。子育てのための施設等利用費負担金は、保育料無償化による認定こども園の預かり保育に対する負担金でございます。一時預かり事業補助金は認定こども園の1号認定の園児の午後からの預かり保育、預かり保育に対する補助金でございます。子育て援助活動支援事業補助金は、社会福祉協議会が実施しておりますファミリーサポートセンター事業への補助金となっております。病後児保育事業費補助金は、あさぎりこども園が実施しております病後児保育に対する補助金でございます。保育士等処遇改善臨時特例交付金は、認定こども園、保育園、学童クラブで働く職員の賃金を1人当たり9,000円程度引き上げるための交付金を支出したものでございます。給食運営費補助金は、保育所、認定こども園の給食材料費高騰に対する補助金を支出したものでございます。障害福祉施設等物価高騰対策支援金は、障害者福祉施設等の光熱水費、食糧費等の物価高騰による影響の額の4分の1を補助したものとなります。出産子育て応援給付金は、妊娠、出産の届出をされ決められた調査、面談を終了された子育て世帯に対し、妊娠時出産時にそれぞれ5万円を支給したものとなります。節19扶助費の障害児通所支援費は、障害児及び発達障害児等の放課後デイサービス等

への支援費を支給、支出したものとなります。節2 2 償還金利子及び割引料は、各事業の国及び県への実績による返還金となっております。目2 児童手当事業費は、63ページにまたがりませんが、受給者830名に対する児童手当を支給した事業費となります。目3 子ども医療費助成事業費は、システムの委託料と給付金が主なものとなります。目4 ひとり家庭福祉費は、ひとり親家庭福祉費は、医療費助成金が主なものとなっております。延べ321人へ助成を行っております。目5 養育医療事業費は、低出生体重児の医療費についての扶助費となりますが、令和4年度は対象児はございませんでした。目7 低所得子育て世帯生活支援特別給付、給付金給付事業費は、児童手当受給者において、住民税非課税となっている対象者や家計急変の対象者に対し児童1人当たり5万円を支給した事業の歳出となっております。続きまして、救護施設費となります。目1 救護施設総務費につきましては、施設の運営に関わります人件費や調理業務委託料が主なものとなっております。65ページになりますが、節1 4 工事請負費につきましては、救護施設のトイレを新型コロナウイルス感染症予防対策として、自動水洗のトイレに交換したものでございます。節1 7 備品購入費につきましては、冷蔵庫と備蓄用倉庫を購入したものとなります。66ページをお願いいたします。目2 救護施設事業費につきましては、入所者の生活支援、相談支援や各種活動に要するものとなっておりますが、令和5年3月末時点での状況としましては、男性30名、女性20名、計50名の受入所状況となっており、全体の平均年齢は69.9歳となっております。67ページをお願いいたします。目1 災害救助費、節1 8 負担金補助及び交付金の住まいの再建支援事業助成金は、令和2年7月豪雨で被災され家屋が半壊と診断され、その後解体された5世帯に対し助成金を支給したものです。節1 9 扶助費は、台風14号による住宅被害4件と住宅火災2件に対する災害見舞金となっております。以上で生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はいそれでは、高齢福祉課所管分について説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。分担金及び負担金の項の中ほどの項2 負担金、目1 民生費負担金、節1 老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金は、あさぎり町1施設を含む人吉球磨地域の3施設に入所しておられる方の令和4年度の入所者負担金となります。4年度末の入所者数は21名でございます。下段の項1 使用料、目2 民生使用料、節1 社会福祉施設等使用料は、高齢福祉課所管の白寿荘使用料となります。3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時期使用を制限して、していたこともあり、4年度分は若干の増額となっております。14ページをお願いいたします。中ほどの項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 老人福祉福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金は、65歳以上の第1号被保険者で低所得の高齢者の負担を軽減するため国県町が公費負担するもので、国庫負担分となります。17ページをお願いいたします。上段の目2 民生費県負担金、節1 老人福祉費負担金、一行目の低所得者保険料軽減負担金は、先ほど説明いたしました県負担分となります。最下段の目2 民生費県補助金、節2 老人福祉費補助金、老人クラブ活動等事業費補助金、補助率は3分の2となります。次の行の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、所得が少ない介護サービス利用者に対する社会福祉法人等の費用負担を軽減するために交付される県補助金でございます。18ページをお願いいたします。備考欄最上段の権利擁護人材育成事業補助金は、市町村が実施する市民後見人の養成活動支援等

の事業に対する県補助金でございます。本町は、人吉球磨10市町村共同で、人吉市社会福祉協議会に運営事業を委託し、広域で後見人の育成、組織整備活動支援を行っております。22ページをお願いします。下のほうの目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金、過年度分精算繰入れ、繰入金につきましては、介護保険特別会計へ繰り出した金額を精算し、一般会計へ繰入れたものでございます。25ページをお願いいたします。目3雑入、節1雑入になりますが、備考欄下から10行目と9行目でございます。令和3年度分の低所得者保険料軽減負担金精算金として、それぞれ国県から受入れております。その下の白寿荘光熱水費につきましては、昨年10月から白寿荘事務室に入っておりますシルバー人材センターの6か月分の光熱水費相当額を受入れたものでございます。この件につきましては、先日の11番議員の一般質問の中で白寿荘使用料の増額分の要因の一つである旨回答をしておりますが、していましたが、シルバー人材センターの増額分1万8,550円は雑入、雑入として受入れておりましたので、白寿荘使用料の2万円ほどの増額については、先ほど申し上げましたとおり、3年度は、コロナウイルス感染症で一時期使用を制限し、していた関係で、使用料が減額になっていたことが主な要因と思われま。不確実な答弁となっておりますことをおわびいたします。55ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出につきましては、主なものを説明させていただきます。目2老人福祉費、下のほうの節7報償費、金婚式記念品は、昭和47年に御結婚された御夫婦35組の表彰経費となります。その下の敬老祝い金は、80歳到達で1万円、90歳到達時2万円、100歳到達時に10万円をお祝い金として給付しております。節12委託料、2行目の敬老会式典業務委託料は、53の行政区及び町内の介護サービス事業所、11事業所へ委託したものでございます。対象者は75歳以上の在宅の方2,928名と施設等に入所されている方269名でございます。次の生活管理指導短期宿泊事業委託料は、65歳以上の高齢者が介護施設等に一時的に宿泊し、生活習慣を整え、整える目的のサービスを委託したもので、利用実績は2名となっております。最下段の緊急通報装置システム管理業務委託料は、独居老人の急病や災害時に対応するための緊急通報対応を民間警備会社へ業務委託したもので、利用者は21名となっております。56ページをお願いいたします。最上段の人吉球磨成年後見センター運営業務委託料は、人吉球磨10市町村が判断能力の不十分な方を法律面や生活面で保護し、支援するための業務を人吉市社会福祉協議会へ委託しているものでございます。主な業務は、被後見人等の生活療養介護などの法律行為を行う心情看護や財産管理で、管理その他で、成年後見センターの法人後見受任状況は全体で89件、うちあさぎり町分が18件となっております。その下の節18負担金補助及び交付金、2行目、老人クラブ補助金は、あさぎり町老人クラブ連合会への補助金で、対象会員数は2,000人となっております。2行下のシルバーエイト負担金は、球磨郡公立多良木病院の介護老人保健施設整備費の企業債償還額を負担するものでございます。次のシルバーヘルパー活動助成金は、老人クラブ会員による高齢者の安否確認や地域福祉活動等の活動に対して助成したものでございます。次のシルバー人材センター、シルバー人材センター事務所移転費助成金は、農村女性の家の調査事業に伴う白寿荘への事務所移転費用を助成したものでございます。次の高齢者施設等物価高騰対策支援金は、光熱水費、食費、燃料費等の物価高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、県がその費用の2分の1の支援を実施されたことを受け、町として費用の4分の1の支援

を実施したもので、町内の13施設に対し交付しております。次の低所得者負担軽減補助金は、所得が少ない介護サービス利用者に対する社会福祉法人等の費用負担を軽減するために社会福祉法人に交付される県4分の3、町4分の1の補助金になります。中ほどの節22償還金利息及び割引料、介護保険低所得者対策事業県補助金返還金は、ただいま説明しました補助金の令和3年度分の県への返還金となります。その下の節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費、一般事務費等の町負担分を介護保険特別会計の特別会計へ繰り出したものでございます。その下の目3老人保護費、節18負担金補助及び交付金、球磨圏域福祉サービス協議会負担金は、養護老人ホームへの入所措置を判定するため10市町村で構成する協議会の運営負担金でございます。その下の節19扶助費、老人施設入所措置費につきましては、あさぎり町1施設を含む人吉球磨地域の養護老人ホーム3施設に入所しておられる方への4年度の入所措置費になります。59ページをお願いします。中ほどの目7社会福祉施設費、施設費の中で、高齢福祉課所管の白寿荘に関する主な経費は、節10需用費のうち電気料中の31万8,000円と60ページの最上段の清掃委託料が主なものとなります。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明の途中でございますがここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、健康推進課所管分について説明させていただきます。12ページをお願いいたします。歳入です。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料は、備考の保健センター使用料で、免田、岡原保健センターの使用料となります。14ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補填する保険者支援分と低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険料軽減分の負担金として、一般会計で受入れて国民健康保険特別会計へ繰り出しております。目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金の新型コロナワクチン対策費負担金は、ワクチン接種に係る費用分として受入れたものです。項2国庫補助金、15ページをお願いいたします。目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金の地方スポーツ事業振興補助金は、スマートウェルネスシティ事業用として受入れたものです。節2衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等補助金は、風疹の予防接種の機会、接種機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対する抗体検査や接種費用のに対する補助として、事業費の2分の1を受入れたものです。その下の新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金は、新型コロナワクチン接種に係る補助金として受入れたものです。その下の母子保健衛生費国庫補助金は、母子保健対策強化事業において視力、目ですね、の屈折検査機器購入に伴う補助金を受入れたものです。16ページをお願いいたします。款16県支出金、項1県負担金、17ページをお願いいたします。目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金の後期高齢者分保険基盤

安定拠出金は、低所得者等の低所得者層の保険料軽減分を公費で補填する負担金で、一般会計に受入れて後期高齢者医療特別会計へ繰り出しております。節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、低所得者数に応じ保険料額の一定割合を公費で負担する保険者支援分と低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険料軽減分の負担金として、一般会計に繰り入れて国庫負担金と同じく国民健康保険特別会計へ繰り出しております。項2県補助金、18ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金の備考の2行目、市町村健康増進事業費補助金は、特定健診や特定保健指導に要する経費に対する補助で、補助金で、事業費の3分の2を受入れたものです。その下の自殺対策推進事業費補助金は、心の相談、心理士によるメンタルヘルス相談に対する補助の事業費補助で、事業費の2分の1を受入れております。その下の虫歯予防対策事業費補助金は、フッ化物洗口の薬剤費、歯科衛生士の業務に対する補助金です。その下の風疹予防接種助成事業補助金は、妊娠を希望される方、配偶者の方に対する予防接種に対する補助で、事業費の2分の1の補助です。令和4年度は10名の方が接種されております。その下のこにちは赤ちゃん事業等補助金は、母子保健推進員さんの活動に係る補助で、対象経費の3分の1の補助となっております。その下の少子化対策総合交付金は、不妊治療や早産予防に対する交付金です。その下の利用者支援事業補助金は、子育て世代包括支援センターに係る補助金となっております。23ページをお願いいたします。款21諸収入、項3受託事業収入、目1衛生費受託事業収入の高齢者の保健事業受託収入は、令和2年度からの事業で実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業分で受入れております。項4雑入、目2衛生費納付金、各種健診個人負担金は、町内集団検診の個人負担金分を徴収したものです。その下の新型コロナワクチン接種負担金は、他町、市町村の方が、町、あさぎり町で接種した場合に、他市町村より負担金として受入れたものです。目4雑入ですが、25ページをお願いいたします。備考欄下から7行目の実習謝礼金は、管理栄養士実地、実習を受入れたことにより謝礼金です。その下の後期高齢者医療市町村医療給付費負担金精算金は、令和3年度の精算金を受入れたものです。その下の健幸運動教室、運動教室会費は、運動教室参加者158名分の入会会費と月額会費を徴収しております。なお詳細としましては、1期生2期生が継続の方が65名、3期生が93名でございました。その下の乳幼児発達相談事業負担金は、人吉、錦町、あさぎり町の3市町で実施しております事業で、令和4年度はあさぎり町が事務局でしたので、人吉と錦町からは負担金を徴収し、あさぎり町から歳出のほうで支出しております。その下のチヨダ地域保健推進賞助成金は、保健師が中心となり地域保健の推進において成果を上げている活動に対し助成されるもので、令和4年度に二つの取組を申請し、いずれも受賞をしたことにより受入れたものです。その下の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金精算金は、令和3年度の精算金となります。44ページをお願いいたします。ここからは歳出となります。目19地域おこし協力隊員ですが、支出、支出済み額のうち92万5,380円が健康推進課所管分となります。健幸運動教室の指導助手として令和5年2月、3月の2か月分、1人分を、の費用の実績となります。55ページをお願いいたします。目2老人福祉費は、後期高齢者医療事務に係る人員、職員の人件費を計上しております。56ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金です。備考の下から3行目、後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金は、広域連合の一般事務費

等の、の一般会計への負担金となります。その下の後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金は、広域連合のレセプトの共同電算処理などの特別会計の負担金となります。その下の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、医療費に係る町の負担金です。節27繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金ですが、事務費分と歳入の県負担金として受入れた後期高齢者医療保険基盤安定負担金に町の分も含めて繰り出したものです。59ページをお願いいたします。目6国民健康保険事務費は、国民健康保険事務に係る職員の人件費を計上しております。節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定出産育児一時金、財政安定化支援事業及び法定内の一般事務費分として繰り出しております。67ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費については、職員の人件費を計上しております。節1報酬の地域担当医療専門職報酬は、保健事業と介護予防の一体的取組に係る栄養士の報酬となります。次の会計年度任用職員報酬は、職員の産後育休代替職員分の報酬となります。68ページをお願いいたします。節7報償費の口腔ケア等健康教育時謝金は、各地で行われている地域サロン等に歯科衛生士の方が出向いて助言等いただいておりますがその時の謝金となります。節10需用費の消耗品は、コロナウイルス検査キットに購入のものが主なものとなります。節12委託料の一行目、健康管理システム保守委託料です。次の健康管理システム改修委託料は、人間ドック型検診や特定健診等の項目追加や修正に係る改修分を行ったものです。節13材料及び賃借料は、健康管理システムリース料とシステムのサーバーのリース利用料となります。節18負担金補助及び交付金の主なものとして、病院事業負担金は、公立多良木病院への負担金。その下の病院群輪番制病院運営事業負担金、1番下の鍼灸治療費助成金、69ページをお願いいたします。同じく備考欄、休日在宅医当番事業負担金と医療機関等物価高騰対策支援金が主なものです。医療機関等物価高騰対策支援金は町独自の支援金として、病院1か所、診療所9か所、助産所、施術所が7か所、薬局が8か所に交付しております。70ページをお願いいたします。目4健康増進事業費は、健康診断に要する経費が主なものです。節3職員手当等の時間外勤務手当は、各種健診通知の発送業務や集団検診時における早朝対応、対応分が主なものとなります。節10需用費の印刷製本費は、健診申込み時の封筒の印刷代となります。71ページをお願いいたします。節11役務費の郵送料は、集団健診の通知に係るものです。節12委託料の集団検診委託料は、わかもん検診229人、コスモ婦人科検診こちらが445人、人間ドック型検診こちらが1,384人、それから集団検診が1,750人ということが受けられております。目5母子保健事業費は、乳幼児健診、婦人妊婦の健康増進事業、母子保健推進員による赤ちゃん訪問事業などを行っております。節12委託料の健康診査委託料は、妊婦健診に係るものです。節17備品購入費は、スポットビジョンスクリーナーとプリンターです。3歳児健診時に、の視力検査とは別に屈折異常による弱視を早期に発見するために購入したものです。なお、この導入によりまして令和4年度は3回実施、検診を行いました。49名中8名の方が要精密者ということで、その他病院のほうに紹介いたしております。節18負担金補助及び交付金の不妊治療費助成金では、特定不妊治療が4件、一般不妊治療が2件の合計6件でございました。72ページをお願いいたします。目6予防接種事業費は、子供の定期予防接種と高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌の予防接種、そして新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用となります。節1、節1報酬は、コロナワク

チン接種にかかる医師報酬と会計年度任用職員18名分となります。節3職員手当の時間外勤務手当は、新型コロナワクチン接種に係るものとなります。節10需用費の消耗品費や印刷製本費は、新型コロナワクチン接種に係るものとなります。節11役務費の郵送料も新型コロナワクチン接種に伴うものです。節12委託料の一行目、個別接種医療機関委託料は、子供と高齢者の予防接種委託料と新型コロナワクチン接種委託料です。お子さん場合が延べ2,254名、高齢者の方がインフルエンザが3,454名、肺炎球菌が208名でございました。一番下の行の健康管理システム改修委託料は、新型コロナワクチン接種に係る改修費用となります。73ページをお願いいたします。備考の1号目、シャトルバス運行委託料、3行目の集団接種医療機関等委託料は、新型コロナワクチン接種関係となります。節17備品購入費は、血液中の酸素濃度ををはかるパルスオキシメーターと椅子を購入しております。節22償還金利子及び割引料の第5期風疹予防接種国庫補助金返還金は、令和3年度の実績に伴う返還金です。目7健康づくり推進事業費は、食育や食生活改善、歯科保健事業、自殺対策事業に取り組んでおり、取り組んでおります。令和2年度から実施しておりませんおどんが健康づくり大会は、令和4年度も新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしてございません。節3職員手当の時間外勤務手当は、新型コロナワクチン接種に伴い通常業務として対応出来なかった分を時間外で対応したものが主なものとなります。74ページをお願いいたします。節12委託料、健幸ポイント事業事務委託料は、あさぎり町あさぎり商工会に商品券換金業務を委託しております。令和4年度では、合計1,821万円が換金されております。心のアンケート調査委託料、一番下の心のアンケート調査委託料は、上、須恵、深田地区の65歳以上の方と40歳から64歳の方に分けてアンケートを実施しておりますが、65歳以上の方の回収率、回収率が45.5%でした。40歳から64歳までの方が27.1%の回収で、その内容により追加での電話相談やダイレクトメールなどの対応を行っております。節17備品購入費は、免田保健センター用の液晶テレビやオイルヒーターなどを購入しております。目8スマートウェルネスシティ事業です。節1報酬の会計年度任用職員は、9月から健幸運動教室の指導員補助としてお願いした分です。節3職員手当等の時間外勤務手当は、健幸運動教室やスポーツ省への補助金申請実績報告に対応分として、ものが主なものとなります。75ページをお願いいたします。節12委託料では、運動スポーツ習慣化促進事業委託、運動指導業務委託により健幸運動教室を実施し、各種のデータ収集分析を行っております。健幸政策マネジメント支援業務委託の繰越明許につきましては、健診レセプトデータ、介護データ、アンケートデータ各種のを活用し、本町の健康課題と原因の見える化を行っております。節17備品購入費では、運動教室用の掃除機とプリンターを購入しております。目9保健センター管理費は、免田、岡原保健センターの水道、ガス、電気、修繕料などの維持管理費の経費となります。節12の委託料の設計委託料は、免田保健センターの空調設備改修業務の設計委託となります。76ページをお願いいたします。節14工事請負費ですが、免田保健センターのキュービクル改修工事と空調設備改修工事を行っております。節17備品購入費は、包丁まないた殺菌庫と授乳室用のファンヒーターを購入しております。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、教育課所管分を御説明いたします。12ページをお願いい

たします。中ほどより下になります。目4教育費負担金、節1小学校費負担金と節2中学校費負担金の日本スポーツ振興センター負担金は、学校の管理下で起きましたけが等の事故に対して医療費等を給付する共済制度の保護者負担金を受入れたものです。次のページをお願いします。中ほどです。目7教育使用料、節1学校施設使用料は、小・中学校の体育施設の使用料です。節2教職員住宅使用料は、令和4年度に入居されました3件分の利用料を受入れたものです。月額2万円になります。節3生涯学習施設使用料は、須恵文化ホール、せきれい館、生涯学習センターの使用料です。節4保健体育施設使用料は、町内の運動施設とB&Gセンタープールの使用料でございます。16ページをお願いします。中ほどです。目6教育費国庫補助金、節1学校施設環境改善交付金は、あさぎり中学校技術室等空調設置事業分として受入れたものです。節2公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクール運営支援センターGIGAスクールサポート事業に伴います補助金です。補助率は2分の1になります。節3学校保健特別対策事業費補助金は、学校等におけるコロナ感染症対策事業への補助金になります。節4理科教育設備整備事業費補助金は、理科の備品購入に対する補助金です。19ページをお願いします。最下段になります。目7教育費県補助金、節1教育費補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校5年生を対象として、水俣を訪問し、環境問題を学習するための補助金で、2分の1を受入れております。次のページをお願いします。一行目です。地域学校協働活動推進補助金は、放課後や夏季休業日に、中学校3年生を対象として学習支援を行う地域未来塾実施事業に対する補助金で、補助率は3分の2です。その下、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受験する中学校3年生を対象として、検定料の3分の1を県が補助するものです。中ほどより下になります。目4教育費県委託金、節1教育費委託金、人権啓発活動事業委託金、深田小学校の人権の花運動に係る県からの委託金を受入れたものです。次のページをお願いします。中ほどより下になります。目1指定寄附金、教育費寄附金は、あさぎり町中部ふるさと会からいただきました寄附金でございます。次のページをお願いします。中ほどになります。目8学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校長寿命化改修事業等の財源として繰入れたものでございます。次のページをお願いします。下から2段目の目3給食事業収入、節1学校給食費は、給食費の保護者等の負担分を受入れたものです。次のページをお願いします。雑入になりますが、下から4行目の書籍販売料から、めくっていただきまして次のページ一行目の学校給食センター廃食油引取料までが教育課所管分となります。次のページをお願いします。中ほどになります。目1総務債、節2総務施設除却事業債は、1億9,140万円のうち8,530万円が、旧深田中学校校舎等解体事業分です。その下、繰越明許分は、旧免田中学校プール、旧岡原中学校プール解体に係る事業分となります。次のページをお願いします。中ほど目7教育債、節1学校施設整備事業債は、深田小学校玄関屋根改修、あさぎり中学校長寿命化改修事業分になります。その下、繰越明許分は、上小学校屋根改修、あさぎり中学校長寿命化改修事業分となります。節2社会教育施設整備事業債、繰越明許分は須恵文化ホール改修事業分でございます。36ページをお願いします。歳出になります。節12委託料の備考欄の中ほど、設計委託料の856万3,500円のうち99万円が旧深田中学校校舎等解体工事監理業務委託に係る分です。次のページをお願いします。節14工事請負費の1億8,333万2,223円のうち8,887万8,900円が、旧深田中学校校舎等解体工事費と

なります。2行下の工事請負費繰越明許分は、旧岡原中学校プール解体、旧免田中学校プール解体工事分でございます。104ページをお願いします。教育費分になります。主なものを説明させていただきます。目1教育委員会費は、教育委員会を開催します費用でございます。主な支出は、教育委員4名の報酬、費用弁償となっております。令和4年度におきましては、教育委員会費を16回開催しております。節2事務局費です。次のページをお願いします。節18負担金補助及び交付金、日本スポーツ振興センター負担金は、歳入でも説明いたしました学校管理下でのけが等に対して医療費等を給付、給付する共済制度の負担金でございます。中ほど目3教育振興費は、節1報酬につきましては、主にALT、学校教育の充実、充実を図る教育審議員、学校規模等適正化審議会委員報酬になります。節7報償費につきましては、表彰や、各種委員会委員への謝金でございます。節10需用費の修繕料は、電子黒板や周辺機器の故障に対応したものです。次のページをお願いします。節11役務費、1番上の行、電話料は、各学校に配備しております緊急連絡用の携帯電話使用料になります。節12委託料の学校ICT支援業務委託料は、教職員へのICT活用の支援を行うための業務委託です。その下、GIGAスクール運営支援センター業務委託料は、タブレットの障害時や通信トラブル、機器の故障等の対応業務の委託料になります。節13使用料及び賃借料は、学校で使用します出席、成績、授業時数、保険等を管理する校務システムや教職員用の端末機器等の使用料となります。節17備品購入費につきましては、各学校にオンライン事業用カメラ等を購入、配備したものでございます。最後の段、節18負担金補助及び交付金ですが、次のページをお願いいたします。上から5行目、子ども育成奨励金は、令和2年度、3年度とコロナ禍により減少傾向にありましたが、各種大会が再開されてきて、令和4年度につきましては、増加いたしました。38件の申請がありました。中ほど、目4教職員住宅費は、深田にあります3棟の管理費として支出したものです。節2小学校費、目1学校管理費は、町内、項2小学校費、目1学校管理費は、町内五つの小学校の管理費になります。節1報酬、節3職員手当等、節4共済費、節8旅費は、主に通常学級にあって特に支援を要する児童に学習支援、日常活動日常活動の支援等を行う特別支援教育支援員、14名を配置した人件費になります。次のページをお願いします。上から2行目3行目、水道・下水道使用料、電気料は、通年での小学校5校分を支出、支出しております。次のページをお願いします。節12委託料の中ほど、設計委託料は、小学校音楽室等空調設置工事分、その下、設計監理委託料は、深田小学校玄関屋根と改修工事、免田小学校内部壁補修工事分となります。1番下の行、設計監理委託料の繰越明許分は、上小学校屋根改修工事監理業務委託になります。節14工事請負費は、主に深田小学校玄関屋根等改修工事、免田小学校内部壁補修補修工事、小学校音楽室等空調設置工事などでございます。2行下の工事請負費の繰越明許分は、上小学校屋根改修工事分です。次のページをお願いいたします。節17備品購入費の一般備品購入費の繰越明許分は、学校におきます感染症対策等支援事業備品分でございます。項3中学校費、目1学校管理費です。あさぎり中学校にかかります管理費の支出をいたしております。節1報酬は、主に3行目の特別支援教育支援員5名と下から2行目、学習支援員を4名配置しました経費になります。次のページをお願いします。節10需用費につきましては、中学校の水道・下水道使用料、電気料等を支出しております。次のページをお願いいたします。節12委託料の中ほどです。設計委託料は、長寿命化改修事業に

伴います石綿ふくゆう調査、仮設校舎実施設計委託業務になります。下から2行目の設計監理委託料の繰越明許分は、長寿命化改修基本設計、実施設計の業務委託分でございます。節14工事請負費は、技術室等空調設置工事分、その下、工事請負費の継続費は、長寿命化改修工事分となります。次のページをお願いします。中ほど目2スクールバス運行費は、主に学校までの通学路である浜上線、平山荒茂線、鷺巣線、新深田線、皆越線の運営費でございます。利用生徒は50名でした。目1生涯学習総務費です。主に社会教育職員の人件費及び社会教育の普及向上のために活躍される社会教育団体への支援に関する経費を支出しております。次のページをお願いします。節18負担金補助及び交付金は、コロナ禍により活動の制限がされたため昨年度までは補助金の減少が見られましたが、4年度につきましては、少しずつですが活動の再開が見られ補助金が増加しております。次のページをお願いします。目2公民館費、節7報償費、記念品等は新成人者への成人式記念品です。対象者184名中148名が出席しております。次の行、講師謝金は、主に地域未来塾の講師謝金になります。次のページをお願いします。目3文化財保護費です。町内文化財の保護継承に係る経費として支出しております。節7報償費、講師謝金は、あさぎり町文化財講座における講師謝金となります。あさぎり町の昭和学問から見た日本農村の暮らしをテーマとした講座を4回開催いたしました。次のページをお願いいたします。節12委託料、下から2行目の文化財運搬業務委託料繰越明許分は、寄贈いただきました上村焼の運搬に係る費用を支出したものです。節18負担金補助及び交付金は、下から2行目、文化財修理費補助金繰越明許分は、鬼子母神1体修復事業の補助金でございます。目4文化ホール運営費です。次のページをお願いします。委託料で、下から2行目の設計委託料繰越明許分は、須恵文化ホール改修工事監理業務委託料です。節14工事請負費の繰越明許分も、須恵文化ホール改修工事費となります。目5図書館費です。次のページをお願いします。1行目の節17備品購入費、図書購入費は、生涯学習センター図書館の図書257冊とせきれい館図書館の図書211冊の購入費です。目6生涯学習センター事業費は、主に経常的な施設の管理費となります。節14工事請負費は、主に学習センター污水管りょ工事分です。次のページをお願いいたします。目1保健体育総務費です。節11役務費のピアノ運搬手数料と節12委託料のピアノ台作成委託料は、夏季巡回ラジオ体操みんなの体操会開催時に支出しております。節12委託料の看板作成委託料は、全国のスポーツ大会コンクール等に出場する選手を紹介、応援するための横断幕作成料でございます。21名分を作成しております。節18負担金補助及び交付金は、体育協会補助金、次のページをお願いします。1行目コロナ禍による大会の中止により減少しておりましたが、4年度につきましては、大会が再開されており昨年度より増加しております。下から2行目の奥球磨駅伝大会につきましても、第1回大会が開催され負担金を支出しております。目2体育施設費、節1報酬から節4共済費までは、B&Gプールの受付、監視員8名分の人件費です。年間利用者は7,174人でした。次のページをお願いいたします。中ほど目6給食センター運営費です。次のページをお願いします。節10需用費、下から2行目の賄い材料費は、学校給食に係る材料費でございます。次のページをお願いします。節14工事請負費は、小型蒸気ボイラー1号機の更新工事費でございます。節17備品購入費繰越明許分は、給食センター配送車両の更新によるものです。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 追加の説明はございませんか。ございませんか。はい。

◎議長（森岡 勉君） ないようでしたら説明の途中でございますけれどもこれ休憩したいと思います。午後は13時30分より再開いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時30分

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各課、各課ごとに行ってきます。それでまた質疑が足りないようであれば一括で質疑をいただきたいと思い、時間を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、最初は税務課分です。質疑ありませんか。8番、豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 8番です。予算書9ページの市町村たばこ税についてお尋ねをいたします。予算額8,326万3,000円に対して、9,520万8,000円の収入済額というふうに、約1,200万の増額というふうになっております。町にとっては大変喜ばしいことだろうというふうに思いますけれども、予算額の8,300万につきましては、大体例年どおりの金額ではなかろうかというふうに思っておりますけれども、この予算のですね、積算金額をまず積算の根拠のですね、ちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） はい。今、たばこ税の予算額の件でございますけれども、例年、過去5年分ぐらいをですね、積算しまして、その平均額をいつも話しておりますのでございます。

◎議長（森岡 勉君） 8番、豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい。過去5年くらい、5年間ぐらいの実績をベースにして出しているという話でございましたけれども、どうしてですね、分からないことがございます。といいますのが、喫煙者は減っている、健康上、いろいろな問題ですね。結局、喫煙者が減っていることは、購入本数あたりも減ってるわけですね。しかしながら、1,200万ぐらい、大きく9,500万というのは、近年にない大きな金額だろうというふうに思いますけれども、恐らく安いたばこの値上がりによって、こういう効果になったんじゃないかならうかというふうに私は勝手に分析しておりますが、なかなかですねこの市町村税、たばこ税の交付税がですね、来る仕組みといますか、何遍か聞いたんですけれども非常に分かりづらかったですよね。高田課長は丁寧な説明が常でありますので、そこらあたり分かりやすく、どういうふうに来るんだということをちょっともう一度説明していただければというふうに思います。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） すいません。議員おっしゃるとおり詳しく説明をしたいところなんですけどちょっと本日は手持ち資料をお持ちしてませんので、後日調べまして詳細にお答えしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 8番、豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい。もうできるだけ分かりやすくですね、説明いただければと

いうふうに思っております。といいますのが、前からですね、本庁舎前にも、たばこは地元で買いましょうという看板が立っておりますけれども、なかなか最近はですね、コンビニとかいろんな商業施設出てきまして、地元でなかなか買う機会は少ないだろうというふうに思っております。そこらあたりが、昔て言えば語弊がありますけれども、そういった啓発活動あたりが非常に何かちょっと矛盾している部分が、もう今の時代ですね、出てきてるのではなからうかというふうなことで思うわけです。ただ、財源としては欲しい。しかし一方では健康的には、吸うちゃならんというような矛盾もあるわけでありましてそこらあたりいいのですね、何といいますか、どういふふうに一方でですね、自主財源を求めて一方で健康、健康的な社会を目指すといいますか、そういった方向、その2面性がありますので、そこらあたりは難しいところでありましてけれども、どうか方針を打ち出させていただくというふうなことで、お願いしたいというふうに思っております。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） はい。やはりたばこ税をですね、大切な自主財源でございますので、またたばこ農家さんもたくさんいらっしゃってあさぎり町はたばこ農家もですね、1番多いところだと思っております。また一方ではたばこというのは健康害というなこともありますけれども、その2面性をですね、やはり持っているということは重々承知しております。これを今後も相反するかもしれませんが、やはりたばこ税は自主財源として貴重でございますので、どうか増えていくことは非常にいいことだと思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに税務課分について、ございませんか。ありませんね。

◎議長（森岡 勉君） 次は町民課分です。質疑ありませんか。11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。11番皆越です。70ページです。生ごみの収集運搬委託料と生ごみ処理委託料が、3年度と比較しますと、増加している傾向にあります。で、3年度と4年度を検討して、町民課としてですね、どういうことでこう高くなったか、分析をしておられましたら伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） 生ごみの3年度から4年度分までですね、増えた要因についてですけれども、コロナ禍が開けてですね、飲食店等が動き出しまして、それについてですね、飲食店からの量が増えた。それと家庭からのですね、生ごみ等も増えまして、その要因があるかと町民課のほうでは分析しているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。私もやはりコロナ禍がですね少し緩やかになったから増えたのかなという、そういうふう感じたわけですが、これについてですね、課でどんな対策をしたらいいかなというようなこととお話合いでされましたら伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） 現在、免田地区それと上地区の3地区のほうで生ごみ収集を行っておりますけれども、参加の生ごみですね、参加率のほうがですね100%ではございません。統計もですね、本日持ってきておりますけれども大体70%ぐらいだったと思います。その参加率のほうをですね、増やすために今後ですね、広報紙等を通じましてですね、広く生ごみの参加

のですね世帯を増やしていきたいと町民課のほうで話してるところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。参加量を増やすというようなことで、答弁をいただきました。私もですね、この議案を見て、何か方法はないかなあと思ってですね、この熊本県のホームページを見てみました。そしたらですね、生ごみ処理機購入助成金制度というのがですね、熊本県のこの45市町村のですね、これに助成してるのを掲載してありました。熊本市からですね、この葦北までですけども、このあさぎり町はですね、助成金の有無では無しなんですよ。で、購入価格に対する助成率が2分の1、3分の1とか、助成金額がですね、2万5,000円、1万、3万というようなことで、このホームページをですね、見ていただくとこの助成金制度もあります。この助成金をですね、導入したから減る、減らないは別といたしまして、この制度についてもですね、御検討いただければと思い、購入制度、助成金をですね、ホームページから印刷してきましたのでお知らせしておきます。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） 御提案ございました生ごみ処理機の助成事業ですけれども、課内のほうでもですね、生ごみを出せる管内でですね、出せるのが免田と上地区の3地区に限っております。その地区の生ごみをどう処理するのかっていう話もですね、庁内のほうでですね、検討しておりますけれども、その中でこのようなですね、先進事例といいますか、熊本県にもですね補助制度がございまして生ごみの有効利用っていいですか、ごみとして出さない方法が生ごみ処理機だと思えます。その点についてですね、今後、庁内全体でですね、話し合いながら今後進めていけたらなと個人的には思っているところです。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに町民課分について、質疑ございませんか。ありませんね。

◎議長（森岡 勉君） 次は生活福祉課分です。質疑ありませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、1点お尋ねいたします。ページは60ページの委託料でございまして、ヘルシーランド指定管理委託料からふれあい福祉センター指定管理委託料についてお尋ねいたします。特にヘルシーランド指定管理委託料につきまして、事業、この事業なされ、管理者のですね、決算報告書あたりはですね、説明される上に添付されたら分かりやすいと思ったんですけどその可能、実際、その報告書を議会に提示できることは可能でしょうか。それとふれあい福祉センターも同様ですけど、一応その辺のところ、みんなで検討すべきと思いますので決算ですので、それができれば、今日出来なければまた最終日でございまして、その辺いかがでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、ヘルシーランドとふれあい福祉センターの指定管理委託料についてですけれども、ヘルシーランドの決算につきましては、本社である、本社のほうでですね、請負をされております本社のほうが9月決算ということで、まだ確定がしていないということではございますが、概算での決算書はいただいているところでございます。ふれあい福祉センターにつきましてもですね、決算書につきましては、いただいているところでございますので併せてヘルシーランドのほうがですね、9月を過ぎないと決算、正確な決算自体がですね、お示

し出来ないかと思っておりますのでその部分も含めまして、ちょっと今議会でですね、お示しすることはちょっと出来ないかと思っておりますが、確定しましてから、また議会のほうにもですね、お示しして説明をさせていただければと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい。収支に関する報告はそれででございます。ほんなら一応利用者数はどのような形になっているのか両方施設ですね。分かる点があれば、今日分かればお知らせ願いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まずヘルシーランドの利用者数でございますが、令和2年度はですね、コロナウイルス感染症等の影響によりまして、大分利用者数のほうが少なかったわけですが、その時が8万6,464人でしたが、令和4年度におきましては、大分利用者数がですね増えてまいりまして、9万6,659人の御利用がぁっているということでございます。また、ふれあい福祉センターにつきましては、令和3年度におきましては、カルチャーの1・2・3の予約、使用料等が必要な部分につきましては、4,933名の御利用がございました。それが令和4年度につきましては、9,199名まで利用者数が増加しているというところでございます。また、フリーサイトにつき、失礼しました。フリーのエリアにつきまして令和3年度この人数自体は、定時での観測での人数の報告とはなっておりますが、令和3年度が9,070名、令和4年度につきましては、1万4,328名の利用を確認しているところでございます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに生活福祉課について。11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。皆越ですけど、ふれあい福祉センターがですね、かえで館という名称に変わりました。で、あさぎり5月号でですね、広報紙に、町民の皆さんにお知らせが来ました。ですけども、このふれあい福祉センターの後ろにですね、かえで館であって、かえで館ということで、括弧書きしてあります。で、もうかえで館が、名称がですね、かえで館になったならば、かえで館バックにふれあい福祉センターというのが本当じゃないかなとも思っております。で、このかえで館っていう名称をつけた方にもですね、表彰とかされておりますので、いつまでこのふれあい福祉センターという名称が続くのかなと思っております。やはり看板等の取替えも必要かと思っておりますので、課長の考えをお聞きしたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。ふれあい福祉センターにつきましては、先ほど議員おっしゃられたとおりですね、愛称を募集しまして、かえで館ということで決定した訳でございます。決定をいたしましてから、今現在までの取組としましては、様々な広報紙やホームページ等におきまして、取りあえず今までふれあい福祉センターという正式名称はふれあい福祉センターという名称なんですけど、それがかえで館という愛称がつかましたよということで、ふれあい福祉センター、括弧、かえで館というような記載方法で皆様に、かえで館、というですね愛称を分かっていたらこうということで、今現在もそのような広報紙等ですね、書きぶりになっているところでございます。もちろんこのかえで館というですね、愛称が浸透してきましたらですね、かえで

館という名称、名称、愛称を使ってですね、今後、いろいろと行事等の御案内とかですね、そういう部分でかえて館という名前をもう先頭に出してやっていけないのではないかと考えておりますので、そういう時期を見極めまして、今後、そういうですね記載の仕方といいますか、そういう部分も変えていきたいと考えております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。私もですね、前町長が1人でかえて館っていう名称じゃないかと思い、思っておりますので、どうかですね、課一体となって、庁舎一体となってですね、このかえて館というのをPRしていかないといけないと思いますので、看板等ですね、取替えとかも今度5、5年度の補正予算でもしていただくと結構かと思っておりますのでよろしく願います。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、かえて館のですね、看板につきましてもですね、今現在はですねまだ付けていない状態となっております、かえて館というですね愛称をですね皆様にも知っていただく意味でもですね、今後予算をいただきまして設置に向けて考えていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに、生活福祉課分についてございますか。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 63ページ救護施設に関して、町長にお伺いしたいと思います。検討委員会の結果が出ておりますがそれを委員会で報告いただきました。デメリットとメリット、双方書いてありましたが、しかしながら方針等については示されておりました。やはりそれは最終的には町長が判断をし、それに対しての議会がどのように考えるかということになるというふうに思います。そこでですね、お伺いしますのは、前々町長時代に町営保育所が全て民営化にされ、民営譲渡されました。私は非常に英断だったというふうに私は思っております。やっぱり民間でできるものは民間にも譲渡し、そのような形が私はこれからは町の財政的にもですね、いろんな職員の定員管理の問題からも含めて、私はそちらのほうがいいのではないかなというふうに思うんです。今現在救護施設には正職員が10名配置があるわけですが、やはりその方々が、正規の職、仕事にですね、変えてもらおうと。本来施設の現場で働くというのは、非常に私は職員からすると負担になるんじゃないかなというふうな見方もしてるんです。ですから、少なくとも年度内は検討されてですね、末ぐらい年度末ぐらいまでには一つの方針を示していただきたい。そして例えば民間に譲渡するという話になると、また準備期間が当然入るわけですから、その辺も考えて是非年度内にはそのような方向性を、私自身も思ってるんですけども、町長がどのようにお考えか、方針の時期をお示しいただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。ただいまのしらがね寮の今後の在り方についてということですが、答申がなされたのが三つの選択肢でですね。一つは、従来どおり直営ということですね。そして二つ目が、指定管理して三つ目が、民設民営ということで答申があったわけですが、私としましてもやはり一つ目二つ目は、今の状況と全然変わりが無いということで民設民営でいくべきと思っております。ということで担当課のほうには、そのような調査を現在進めていただ

いております。ですから、民設民営で私は進めていきたいと思っておりますので、いつ頃までにという返事につきましてはですね、この場では断言出来ませんが、年内には一度、また協議の場を持たせていただきたいと。年内と言わずにですね近いうちにですね、進めていきたいと思っております。特に職員についても処遇等の問題もありますので、そういった点も踏まえて検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。まず62ページですかね。62ページ中ほど扶助費ですが、障がい児通所支援費、この事業をよく私記憶ありませんが、定かでないんですがここを七、八年ですかちょっとよく記憶ないんですけど、かなりこの予算規模も大きくなってきて決算も1億を超えてる状態かと思っております。今のですね、実績と実績と申しますかね利用されてる利用者の方、支援を受けておられる方々とかですね、その付近の具体的な数値的なものが今御手元に持っておられたらですね、ちょっとできればその推移が分かれば1番いいんですけども、増えてきてる傾向じゃないかなというような、私勝手なイメージを持ってるんですが、そこあたりがもしお分かりだったら1点お願いしたいと思います。それからもう1点でございますが、今のの上の上というか、備考欄でいきますと三つ目ですね。出産子育て応援給付金、実は私、勉強不足というか認識不足でこの事業のことを余り頭になくて今度の決算を、書を見た中でこんな事業があったんだというのは、正直な私のびっくりしたところでございまして、これ出生祝い金、出生祝い金というのがもう本来町単独でずっとやってきた中で、この事業が、これ国県の支援も受けての状況でございまして、この内容とですね、これいつからスタートしたのか、そして今後も続く見込みのある、要するにもう通常というか経常的にですね、やっていくような制度になっていたのかどうか、ちょっとここ、さっき最初申し上げましたように私はあまり、認識してなかったもんですから確認の意味でお願いをしたいと思います。それからもう1点でございます。これがちょっと私も決算書かなり見たつもりですが、分からなかったのが、令和4年度の主要事業説明の中で、令和3年の段階ですね。こども家庭総合支援拠点運営事業というのはですね、令和4年の2月の段階で、令和3年2月の失礼しました、令和4年2月の全協でございますね、令和4年度の主要事業で述べられておるんですが、これが今回の決算の中にどこで出てきているのか。ちょっとそこがよく分からなかったもんですから、こども家庭総合支援拠点事業、これこども家庭庁の発足とですね、並び、横並びで国のほうがつくってきた支援事業だと思うんですが本町の4年度ですね、具体的な動きというか、その点をお願いをしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まず御質問のありました扶助費の中でですね、障がい児通所支援費につきましては、この事業につきましては、特性のある子供さん方において、社会的、社会でですね、適応していくために、いろいろな支援をするということが、することを目的で事業所をお願いをしているところなんです。令和4年、令和4年度の実績としましては、3月、令和5年の3月31日現在では、対象者が103名の方がいらっしゃいます。その方々が通所されている事業所は18ありますが、あさぎり町内では5事業所が、この事業を行っているというところでございます。人数的にですね、どう増加しているのかという御質問がありました

が、中学生等になりますとこの通所事業がですね、もう通所をされなくなったりっていうところもございまして、人数的には毎年100人前後の方が通所事業を利用されてるっていう状況だと把握しております。はい。それから出産子育て応援給付金につきましては、これは国の子育て支援の施策の一つでございまして、あさぎり町におきましては独自に出生祝い金10万円を支給しておりますが、それとはまた別のものでもございまして、まず妊娠をされたというときにですね、健康推進課のほうにですね、いろいろと手帳の交付等の申請にこられますが、そのときに面談やですね、調査等を行いまして面談調査を行う、実施されたというものをもって、まず5万円の支給が可能となります。そのあと出産をされた時、出生届を町民課に出しにこられますが、その時に出生届と同時にまた健康推進課のほうで面談調査を行われます。で、その面談調査を行ったということ、の報告が生活福祉課のほうに参りますと、またそのときに5万円の支給がされるということで、合計の10万円の支給を行っている事業でございまして。これにつきましては国の事業でございまして、今後ですね、いろいろと少子化等の問題等もあってこのような事業が実施されていると思いますので、今後も続いていくものと考えております。この事業につきましては、国が3分の2を補助しまして、県が6分の1、市町村が6分の1の割合で事業を行っているというものになります。はい。それから子ども家庭支援拠点のにつきましては、設置につきましては、令和5年の1月1日をもちまして設置をしております。で、今現在予算上でいろいろと備品等についてですね、予算をいただいている部分につきましては、家庭、子ども家庭センターの設置というものがあましてそれに向けての準備に準備用の予算をいただいているということになります。で、健康推進課が設置しております、子ども包括支援すいません、子どもすいません、子育て世代包括支援センターと生活福祉課にあります子ども家庭総合支援拠点というものを設置して、今後国のほうとしましては、それらの機能を持ち合わせたセンターの設置というものを今進めておりますので、そのセンターの設置に向けて今現在は動いている状況ということになります。以上でございまして。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。1番最後の話ですね、子ども家庭総合支援拠点整備事業。これがちょっとこれも私の認識不足なんですけど、子ども家庭世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点は、別物であるわけですね。新たにこの子ども家庭総合支援拠点というのはいろいろ、いろんな言葉でですね、国の施策を出してきているようですが、この中では、示されておるのが、特に要支援児童及び要保護児童等に対して切れ目ない支援を提供し、子供の発達段階や家庭の状況という話でより効果的な支援を継続して行うことができるという言葉があるわけみたいです。で、これが先ほどの最初の質問させていただきました障害児通所支援事業費、私の認識は若干増えてきているのかなというイメージがあるんですが、そういうことでよく言えば、広くきちんと目配りを聞いて対象者を何ていうか、判断をしているというようなそういう状況かなということ、これは一概にどうか分かりませんがよその市町村から聞いた話としてですけどもあくまでも、あさぎりは、ここが手厚いからいいもんみたいな、ニュアンスのことを他所の町村からの方から聞いたことがあるんですよ。要するにですからその拠点事業で、何かの対応、ある意味先行的にやっているのかなというイメージがあるんですが、そ

ういった部分で予算額の問題とも、あさぎり町結構大きいんだらうというようなイメージがあるんですけども、これいい悪いは別ですよ、現状としてですね、そういうような傾向を実際あさぎり町としてだから、この障害児通所支援事業、結構先行的にやっておられるというのは、そういう感覚、そういう認識を私持ってよろしいですか。ちょっとそこを確認したいんですが、じゃなくて横並びでどこの町村もやっている話なのかですね。ちょっとそこあたりちょっと確認をさせていただきたいんですが。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まず通所事業につきましては、基準的な部分につきましては、もう各町村同じ基準でですね、審査っていいですか、調査をしまして、必要となった場合には事業所のほうにですね、御相談するっていうことで。確かに他の町村と比較しますと人的にはですね、あさぎり町の場合は多いと思っておりますが、それは利用される方といいですか、そういう方の相談も結構ございますし、人口的な部分でですね、児童数とかが多いという部分もあるのかなあとは思っているところではございます。こども家庭支援拠点につきましては、特に、特に支援が必要な方、障害のみならずですね、いろんな家庭環境であったりとか、そういう部分での支援が必要という場合の、ちょっとより高度な支援が必要とされる部分についてですね、関連した連携をとって支援をしていく機関でございまして、このこども家庭支援拠点がですね、その通所事業のほうに一部おつなぎする場合もございしますが、そこが主に関わってその通所事業のほうに何て言いますか、おつなぎするっていうような、相談等は行ってないというところがございます。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。最後にしたいと思います。障がい児の通所支援事業で事業所さんですね、の事業所の認可と申しますか、とか、ある意味の指導とかそういった部分は恐らく県のほうの所管だろうと思っておりますがその点ちょっと1点だけ確認させていただきとあわせてですね、要保護児童対策地域協議会、こういったものがあさぎり町設置されておられるのかどうかと、設置されておられたらですね、詳しくはいいんですけど、その運営状況というんですかね、そういったものがもしお分かりでありましたらお願いをしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。はい。通所事業の事業所の認可等につきましては県が、のほうで行っております。要保護児童協議会につきましては、設置されておりました協議は行われているということで、うちの生活福祉課の社福士がですね、主になって取りまとめを行い、様々な協議を行っているというところでございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに生活福祉課分についてはございますか。

◎議長（森岡 勉君） では次に高齢福祉課分について、質疑ありませんか。ありませんか。ありませんね。高齢福祉課よりですね、説明の申出がありますのでこれを許可したいと思います。林 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい4年度の決算には直接関連はしておりませんが、シルバー人材センターの理事長選任について1点だけ、御報告させていただきます。本年6月3日土曜日に

シルバー人材、シルバー人材センター総会と設立20周年記念式典が開催されております。議長にも出席をいただいておりますが、当日の総会の役員改選におきまして、新理事長に副理事長でございました柳別府区の金井明吉氏が選任されております。御承知のとおり従来理事長は副町長が務めておりましたが、長期間不在で空席となっていたため、センターの役員会でいろいろと協議をされまして今回の結論に至ったということでもございました。事前に町長にも相談がございましたが、町長からは、町としてはセンターの御判断を尊重するとの旨を回答されたと伺っております。当日の内容は、新聞にも掲載されておりましたので既に御承知のことであったかと思いますが、所管課からの議会への御報告が出来ておりませんでした。おりませんでしたので、この場をかりて御報告させていただきます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） はい。ただいまの高齢福祉課長から報告があったとおりでございます。

◎議長（森岡 勉君） 次に健康推進課分についての質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。主要施策の成果説明の中でスマートウェルネス事業、健幸教室の事業の中で、決算額が1,552万9,000飛び飛び88円とあります。その施策の成果の中でですね、医療機関と連携することで疾病を持つ住民のが安心して運動できる環境の整備が出来た。コロナ禍においても運動による健康づくりの取組が継続出来た。健康無関心層に対するのアプローチが出来た。新たに健康づくりのコミュニティーの形成が出来た。参加者から運動の重要性や成果を感じると意見も多数もらえた、もろもろとちょっとあります。その中でね、課題の中に自分、自分でもろもろありますが自分で運動を行うことに加え、運動を通した見て楽しむ仲間づくりの機会の増加があると書いてありますが、今後ですね課題としてどういう形の取り方を、課としてやっていくのか、ちょっとそこをまずお聞きしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、はい。主要施策の成果説明の中のスマートウェルネスシティ事業についてでございますが、今後運動通してみても楽しい仲間づくり、仲間のつながりの機会の増加ということの課題でございますが、スマートウェルネスシティ関係、いろんなデータとか収集した中でですね、やはり社会参加、運動を体を動かすことは当然ですし、あわせて社会参加、人と人とのつながりが大事だということがデータ的に出ておりますので、この運動する機会、皆様が集まる場所の設定といいますか、そういうのは今後増やしていかなければいけないかなと考えているところでございます。その中の一つとしてですね、毎年度こう今3期生、今回4期生の募集をしておりますが、1期生、2期生それぞれ1年経過しますとその運動教室自体はもう、もう自主運営という形でされております。その中ではもう講師の方は月に1度ですか、御指導されますがあとはもう御自分たちでさせていただくということでもございますがそれもやはり自主的に自分たちで集って場を形成されていくと。あわせてですね、フォローアップ事業というのをやっております。これは運動教室参加された方が、指導されておられました方が定期的に1週間1回会場を借りてですね、そこで希望者だけ来ていただいてやはり参加料を取られますけど、その中で指導者の指導を受けながらまた運動を継続していくというふうに、参加する場というのは各いろんな形で進めていると、設定しているところでございます。で、前々からありましたと

おり今健幸運動教室は上地区のほうで1か所ですしておりますが、これをですね、やはり川北であったりとか以前では小見田議員から御質問ありましたが、岡原地区とかいろんなところに教室を広げたらどうだろうかというお話も出ておりました。で、やはり1か所ですと遠ざかいますので、なるだけですね、参加しやすい教室をですね身近なところに設置できるようにですねしていくことが必要かなと思っておりますが、この場合がですねやはり会場の設定であったり機器等の購入であったりございますので財政面とか兼ね合いが出てまいりますので、その分についてはやはり長期的な計画を財政、企画のほうとですね、協議しながら進めていければと考えているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） あのですねやっぱ1期生が、今回1期生と2期生が65名で、説明の中で3期生が93名おったということで報告を受けてます。今後ですね4期生もちょっと私人数ちょっと分かりませんが50人近くだったですかね、あると思いますんで今後、そういうやっぱし疾病とかそういう体のね、心の身がまず悪い、身の悪い人たちが心を身と心が続くような施策になってほしいと思いますんで、例えばですね私は思うに健幸教室をして友達ができればノミネーションじゃなかですけど、その中でお茶飲みでもいいですからそういう形のつながりができるようなですね、施策をしていただければと思います。先ほど言われたようにですね上地区だけじゃなしにですね、やっぱ深田やら須恵とかですね、岡原といった場所にもですね、そういうのを予算の問題がありますけどそれを徐々にでもしていただいて、今後はそういうのを進めていただければと思いますんでお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、ありがとうございます。議員がございましたノミネーション等ございますけど健幸運動教室に参加された方がですねやはりそれぞれに何といたしますか、連帯といたしますか、つながりが強くなられてですね、個別にやはりいろんなつながりを持った活動とかされてらっしゃいますのでその中で、自然発生的にですね、そういうノミネーションというのは出来ていくのかなと思います。これについては我々が主導するというのはちょっと難しいかなと思いますが、自然発生的なのかなと思っております。それから校区を広げていく件でございますがフォローアップ、先ほど申しましたフォローアップはですね深田のせきれい館でやっております。そういうふうに場所をちょっと広げるといたしますか、セッティングしておりますし、今後はやはりいろんな校区でですね、教室が広げ、進めていけるように、関係機関と十分に協議してまいりたいと思います、ありがとうございます。

◎議長（森岡 勉君） 次。はい3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。健康推進課に3点お尋ねをいたします。まず1点目は71ページです。母子保健事業費の中で、備品購入費で眼科の屈折異常で130万円ということでお尋ねお聞きしたと思うんですが、その確認ですね、何人ぐらいの方が対象者がいらしたのか。それから2点目は、予防接種事業費の個別接種委託料が出ております。この時にワクチンを接種した子供が2,540名ということで、聞いておりましたがその数の確認、それから接種後の副反応や後遺症などの被害の報告などはなかったかということをお尋ねします。そして三つ目は、成

果説明書の15ページです。母子保健推進員さんの活動ということで成果説明にございました。推進員さんが20名、健診スタッフとしていらっしゃいます。この方たちの活動内容ですね、検討や研修をしているということだったんですが、どのようなものなのか具体的にお願いします。

◎議長（森岡 勉君） はい、大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。まず1点目でございますが備品購入費ですね、これははい、異常がないかというのを検査しているところでございます。で、これが昨年10月、令和4年の10月に導入いたしましたので、10月以降3歳児健診が3回実施してございます。3回の中では対象者が49名ございました。が3歳児健診を受けられたということですね。その中で、8名の方が要精密者ということで資料、検査結果が出ましたので、その方々には、病院のほうに検査を受けられるようにというふうに御紹介してございます。その結果といたしましてですね、異常なしと回答が分かった方がお2人と。ともう経過観察された方が2名と眼鏡をつくられた方が1名というふうに報告が上がってきているところでございます。あと3名の方については、まだ報告が上がってないということでございます。また参考にでございますが令和5年度につきましても、現在まで3回実施しております。で、参加対象者は41名でございますその方々のやはり検査結果、5名の方が精密者ということを御紹介状を出しているところでございます。それについても御報告があっているのが、異常なしという方が1名と経過観察者が3名というふうに上がってきているところでございます。それから2点目の予防接種のお子様の子供の方の接種についてでございますが、これについてはですね、大変申し訳ありません、私の説明が不十分でございました。子供のコロナワクチン接種以外の子供の予防接種者が2,254名ということでございます。それでですね、ちょっとお待ちいただきます。はい。コロナワクチン接種につきましてはですね、はい大変申し訳ありません12歳以上のデータしか持ってきておりませんので小児ワクチン関係は本日持ってきておりませんので、最終日にでもその接種状況の報告をさせていただきたいと思っております。それから副反応等についてはですね、こちらのほうにですねお子様に関する副反応等についての報告等は受けておりませんので、御報告させていただきたいと思っております。続きまして成果説明の中の母子保健推進員さんの活動でございますが、これは毎月定例会をされておまして、赤ちゃんのよだれかけを作られ、手作りで作られたりとかですね、とかそういうのを作ったものを母子保健推進員さんがその赤ちゃんのところに訪問されて、よだれかけをプレゼントされて、またお母様からそういういろんな情報とかも話を聞かれたりとか、そういうふうな対応とかもされているところでございます。また毎月定例会をやっておられますので、詳細については本日申し訳ございませんが、そのお子様とそのお母様のための、になるような活動勉強会をされていらっしゃるというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございます。数についてはまたですね、最終日にお願いしたいと思います。接種後の子供たちの反応も副反応もなしということで安心をいたしました。この母子保健推進員さんっていう方が訪問をしてくださいますよね。その際に、私も多分そうしてもらったと記憶があるんですけども、いろんなお話をしてくださいますして今回屈折異常の眼科の子供たちが割と出てきているということで、去年は余り気にしなかった部分だった

んですけれども今回は、ちょっとそこが気になりましたのでお尋ねをいたしました。日本人の子供の8割がですね、大体5歳までに視力は1.0ぐらいになるということなんです。やっぱり小学校に上がるまでが非常に子供たちの視力は大事な時期ということで、このような検査をしていただくのは非常にありがたいことですし、その際にですね、できれば推進員さんたちがせっかくお母さんたちのもとに行かれるわけですので、子供たちの視力が低下しないような、そういう情報提供ですね、1番よくないのは皆さん御存じのようにスマホでありますとか、テレビの画面とかですね、そういうブルーの光がよくないということですね。しっかりお話ししていただいたり、そういうことも訪問活動の中に入れてくださればよいなということで、活動内容をお聞きしたところでもあります。出来ましたら食事とかですね。そういうところも含めて、若いお母さん方に子供たちの健康のためになる訪問活動をお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、ありがとうございます。母子保健推進員さんの定例会がごございますので、ただいま議員から御提案と申しますかお話がございました件もですね、やはりお子さんのためお母様のためになることであろうかと思っておりますので、定例会のほうでこういう活動もということをお話しさせていただいて、よければですね、訪問時にそういう情報提供できる資料とかですね、作成できればそういうのも作成の上ですね、食育、食事に関することも含めまして、ちょっと盛りだくさんになるとあれだと思っておりますが、母子保健推進員さんの御意見を聞きながらですね、1番いい形でそういう情報提供を進めていけるように母子保健推進員さんと母子担当と打合せをしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 会議の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時41分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。担当課より追加説明の申出がっておりますのでそれを許可したいと思います。まず大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。先ほど難波議員の御質問の中でコロナワクチン接種の小児乳幼児の接種状況について資料を持ってきておりませんと申し上げましたが確認したところ持ってきておりましたので、ただいま報告させていただきたいと思っております。小児5歳から11歳でございますが、対象者が864名おられます。1回接種された方が434名、2回接種された方が425名、3回目を接種された方が332名、4回目を接種された方が107名でございます。それから生後6か月から4歳の乳幼児の方、対象の方が384名おられます。で、初回1回接種された方が40名、2回接種された方が39名、3回目を接種された方が34名でございます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 次に、高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） 先ほど豊永議員のほうからたばこ税の予算額についてという御質問がございましたけども、私のほうが5か年の平均と申し上げましたけども、前年度の調定見込額

の90%ということで上げておりましたので、お詫びして訂正いたします。

◎議長（森岡 勉君） それでは最後は、教育課分です。失礼しました。まだ健康推進課が残って
おりました。健康推進課分についての質疑ございませんか。1番、小谷議員。

◎副議長（溝口 峰男君） はい、先ほどのスマートウェルネス事業に関してありましたが、若干
重複しますが今後ですね、この事業の進め方は先ほどちょっと幾らか触れておられますが、私
の認識からもう今の事業のやり方からちょっと変わっていくというふうなところですね、一言
で言うともう町単独でやっていくのかなというイメージですが、ただ今いろいろの支援を受けて
やっておられますですね、いろんなデータ分析とかも含めて。そういったところが課題あるいは
そういったものを見る化してきた、していくというようなお話でありますので、それをどんな
形でああいうの教室をやりながら、教室に参加されない方に関してですね、何かそうやってい
かれるのかなというイメージを持っておるんですが、その付近何か、私の認識もし違ったらば
申し訳ないんですが、その付近何か具体的な今から先の動きというのがもしありましたら願
いをしたいと思います。もう1点はですね、56ページの後期高齢者医療の負担金等々が載って
おりますが、これらの医療費、後期高齢者医療の何というんですかね、保険給付費とかそういった
ものの、あるいはここで言うところの保険給付の伸びとかですよ、そういったデータのものが
もし恐らく整理されているのが、もしかしてあるとしたらですよ。この場でなくて結構なんです
が、そういう公表できるデータのものがありませんでしたらですね、ちょっとお示しをいただければ
と思います。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。スマートウェルネスシティ、健幸運動教室今後の進め方
についてでございますが、先ほど議員からございましたとおりいろんな課題が見えましたので、
それについて今後進めていこうということでございます。その中でスポーツ庁の補助金をいただき
まして令和4年度までは行ってまいりました。令和5年度からはですね、もうそのスポーツ庁
の補助金はもうない状態でございます。財源的にはどうしたか、どのように進めているかとい
いますと国民健康保険のヘルスアップ事業というのがございます。これがですね、国保に加入者
の方が健幸運動教室に加入された場合にはその分の相当額は、補助、補助金で来るというのを見
つけたので、その分がちょっと割合をちょっと覚えておりませんが今度から運動教室にかた
られる方の中の国保の方の割合分だけは補助金をもらってしていこうというふうに進めて
おります。これについては、今後もヘルスアップ事業で補助金もらい、いただいていけるか
なと思っております。ただやはりこの運動習慣化事業でございますので、やはり補助金
がなくても皆さんが自主的に運動して健康づくりに進めてもらうというのがやはり最終
目標と考えています。そのためにはやはり皆さんの参加費で、参加費で指導者、講師
の方をお呼びしてといいますか、運営していただけるように進めていくべきだと思
っております。その前段でモデル的にフォローアップ事業というのを今やってるところ
でございます。これはまだ完全なその赤字黒字と黒字化はありませんけど
そういうふうなためのモデル的な方法をやっているところでございます。それから健幸
運動教室に参加の方については当然そのエアロバイクとか、いろんなものを使っ
て、していただいておりますが、今考えておりますのが、運動教室に参加しなくても
その運動教室にあるエアロバ

イクは利用できる体制をつくろうというふうに整備を、整備していくように考えております。その場合、運動教室参加者の方は活動量計というのを買って、もう買っていただきますとか、歩数計であるとか、いろんなデータが常時持っていることでその方々のデータが出るんですけど、そういうのをまず個人、個別に買っていただいて、それをもとにエアロバイクにそういうデータが分かりますので、その人に合った、運動が、その活動、エアロバイクのが使ったりとか負荷はどれぐらいとか、何かそういうふうに進めていけないか。運動教室に参加しなくてもそういう運動教室の資材を使って個別にも出来できるような体制が出来ないかなというふうに今考えているところでございます。そういうのを段階的に目指すところは、個人個人の皆さんが習慣化になって自主的な活動といいますか、役場の手を離れてでも、そういう活動されていき体制をつくっていきたいと考えているところでございます。それから2点目の後期高齢者医療の医療費の伸びについてでございますが、後ほど後期高齢の特別会計の報告をいたしますがそれは前年度と伸びの報告をさせていただきたいと思っております。で、それ以外に過去のデータ等については、本日持ち合わせておりませんので一覧表がですね、分かりやすく出来ましたら、それもちょっと最終日に間に合わなければですね、また別の機会、全協、常任委員会等でお示ししたいと考えております。よろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに健康推進課分についてのございませんか。

◎議長（森岡 勉君） それでは最後に、教育課分でございます。御質疑ありませんか。2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） すいません、ページで言うと117ページですね。上の段の委託料ですかね、その中の備考欄の文化財運搬業務委託料。これは先ほど説明の中で、上村焼の運搬と言われましたが、どのくらいの量の運搬をどこに保存してあるのか、お聞きいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、寄贈いただきました上村焼につきましては、約150個ほどいただいております。現在は、生涯学習センター内に保管保存をしているところです。

◎議長（森岡 勉君） 2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） あさぎり町にはいろんな文化財、遺物、歴史的な遺物等もいっぱいあると思うんですけど、生涯学習センターの中に保存してあるということですけど、寄贈された方の思いっていうのは、広くやっぱりこの町民にですね、そういったものを知ってもらいたいということ等の思いがあって寄贈されたと思うんですね。そこで町長にお尋ねしますが、大変な量、文化財等もあるもんですから、そういった今後そういったものに関して歴史資料館とかそういうのを造るつもりがあるのかそれとも既存の建物を利用して、そういうのも展示していくという考えがあるのか。そういったところの考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。ただいまの質問ですけれども非常にあさぎり町には文化財っていうものがたくさんあると。特にやっぱり1番の目玉といいますのはやはりりゅう金獣帯鏡という国宝級の文化財があると。そういったものを展示しておくには非常に設備的にも厳しい状況でありまして、新設するとなりますとやはりまた皆さんと協議しながら進めていかなければならない

と思いますけれども、現時点ではですね、歴史資料館の建設については白紙であります。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、1点お伺いいたします須恵文化ホールについてお伺いいたします。ページは117ページでございます。これにですね一応管理業務委託とか工事請負費等が計上されておりますけど、4年度において文化事業数があったらその数と今度ワクチン接種等でかなりお世話になっておりますけど、それらを含めた利用者数の合計数が分かれば教えてください。それから現在のホールが利用可能なのか、今後それであるならば、自主的、そもそもの自主的な文化事業のために設置された施設でございますので、それらの文化活動に対してどういう計画をお持ちなのか。もう1点は、ただいま人吉カルチャーパレスの大ホールが使用中止でございまして、全体的に見てもあそこはかなり老朽化した文化施設でございますので、あさぎり町の文化ホールにですね、そういう文化事業を球磨郡の中で誘致できる可能性があるのかどうか、あるならばその動きはどうか、その辺3点伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。まず4年度におきます文化ホールの事業数ですけれども、文化ホールにつきましては大ホールのほうが天井等の改修を行ってございましたので、4年度につきましては文化ホールでの自主事業等は行っていません。利用者数につきましては、4年度につきましては、5,049人。年間利用数が5,049人でして、そのうちコロナワクチン接種に伴う分が3,502人となっております。現在は、文化ホールのほうはまたワクチン接種のほうで利用が出来ない状態になっておりますので、今後の教育課としての活用等につきましては来年度に向けまして、自主事業等を翌年度予算で計上させていただきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、来年度の計画の中で文化事業等ですね、様々な方面からの検討しまして予算のほうに計上したいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ではですね、人吉カルチャーパレス数が大ホールが多分天井関係のあれで使えなくなってますね、まだ小ホールは使ってますけどもう全体的な施設を見た時に建て替えされるかどうかうちの町ではないので言えないんですけど、せつかくならばこの須恵文化ホールをですね、球磨郡の文化の伝道人なる可能性だってあると思うんですけどそういうことでですね、やっぱり文化事業の誘致とかをですね、人吉にあるんでも、こっちに少しでも引っ張ってくるような文化ホールを有効活用できるような誘致活動とかを考えられることは教育課ではなかったのかということの一つ伺いたいと思って今質問をして、3点目をしたところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。来年度考える中で、人吉カルチャーで今まで行われてきた文化的な事業の誘致というところをあさぎり町についていうふうに具体的には現在検討はしてないところではありましたけれども、来年、来年度考えるときに一つのそういったこともできるのではないかという検討材料にはなると考えます。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 一つこれはもう名称は明かしませんけど人吉で行われている文化事業をですね、人吉が使えないということで須恵文化ホールについていうことを担当される方に話したことあったんですけど、そのときに距離の問題とかおっしゃるらしいかっですよね。ほんで、やはりその辺をクリアできれば距離の問題ですか、人吉来てたのわざわざあさぎりまでという方とからここは須恵文化ホールの場所が分かりにくいということもあるのかもしれませんが、そういうことでなかなか実現しなかったみたいで、少し工夫をすればやはりそういうことも誘致できるのではなからうかというのを少し思いましたもんでこういうことを述べたところでございます。検討をよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、課内でいろいろ知恵を出し合ってそういったところも検討しながら工夫をして、すばらしい事業を誘致したいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい、122ページの森園を関係の予算が出ておりますが、昨年の4月の28日に森園それから町花であるりゅうきんかの公園ですね、それから中学校の運動場、これが入札三つ行われております。で、4月28日ですよ入札が。それでまずそこでお伺いしたいのが、管理は、何月から何に、何月から何月までですね。何か月の予算でこれは計上してあるのか。まずそこからお伺いしたいんですが。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。森園カントリーパークにつきましてですが、5月から3月までの計画で委託をしております。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） すいません、りゅうきんかにつきましても5月から3月までの業務委託のほうをお願いしております。

◎議長（森岡 勉君） はい、暫時休憩します。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時03分

◎議長（森岡 勉君） はい、会議を再開いたします。山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。あさぎり中学校の芝管理の委託料ですけれども、こちらも5月から3月までを委託いたしております。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 分かりました。そこでお伺いしますが、例えばりゅうきんかに公園については4月28の入札で133万8,000円、金額がですね。そして今年も入札行われておまして137万。これは毎月、作業日報というのは月報というのは教育委員会に上がって多分上がってくるんだろうと思っておりますがそれは確認をされているのかどうかですね。これ

はりゆきんかの管理だけでなくして、森園にしても中学校にしても同じで1年間通しての管理ですから、やはりその報告はあるんだらうというふうに思っておりますが、チェックがなされているのかどうか。それとあわせて私はまず森、2点だけですね、りゅうきんかについては、入札前の4月7日に私は去年も行っております。すばらしい花がいっぱい咲いておりました。ところが今年は常任委員会で行きましたらもう全くですね、跡形もなく、その作業工程等を見てもない分からないわけで、私どもは。その辺のチェックがなされての結果をどのように判断されているのか。私はもしかしたら鹿が食てしまたじゃなからうかなとも考えております。あの辺も鹿が出てきますよということはもう早くから聞いておりましたので、その形跡がなかったのかどうかですね。その作業工程の中でどのように記載がなされているのか、確認をしたいと思うんですが。ともう1点は、大事なところで森園ですけれども、作業が1か月あくんですよね。要は3月まで作業が行われて、入札後ですか5月からって今言われました。ところがですね、今年あの6月の24日にアンダー10のサッカー大会があって芝が荒れてました、はげてました。何ですかねっていう話をその中でしましたら、監督さんたちがもっと早く1か月早くから管理していただければもう本当にこういう剥げたような芝なくなるんですけれどもねえってことを言われました。やっぱりせっかくですよ、九州管内から多くのお客そういう選手を迎えての大会をやるんで、やっぱりしっかりとしたグラウンド整備というのはあってほしいわけですね。やっぱりそのためのこの1か月の開きといいますかね、管理が出来てない部分は大きくこのようにして影響してきてます。5月のどの段階で作業が入ったのかちょっとその辺もまだ先を日程見なきゃ分かりませんが、ところが今回の8月の段階ではですね、もう8月の11日のサマーカップがっておりますが、非常にきれいな芝生、剥げてたところがきれいに出来ました。私はやっぱりその管理の仕方じゃなくして入札の在り方を少し考えられたほうがいいんじゃないかなって思うんです。だから3月で終わるんであれば、4月からもうすぐにその管理が行き届くように。3月の第1回で入札ができるような債務負担行為をおこせばできるわけですね。そうすると継続的にずーっとこの毎月毎月管理が出来ていくんですけれども、そこに開きが出てくるものですから、そういう剥げたし、芝生が剥げた状態になってくる。1か月のブランクというのは大きいんじゃないのかなと思います。私はそういったことから考えると入札の在り方をもう少し考えられてもいいんじゃないかなと思います。その点お伺いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。まず作業の日報といいますか状況についての報告ということですが、当然各業者のほうにおかれては、そういった日報を作成されていると思っております。こちらのほうからも業務ごとの状況記録、写真の作成、整理を行うことと、いうことを当初仕様書のほうにお願いをしておりますので、そちらのほうをきちっと作業日報でまとめられていると思います。りゅうきんかのほうですけれども、ちょっと原因のほうは、令和、もう年々りゅうきんかは減ってきてたわけですが、令和2年度におきまして特に減少数が増していたと。もう県のほうにちょっとお願いをしまして、いろいろアドバイスを受けてきたところでありまして、外来種の駆除とか水の確保、そういったことを令和2年度に行いまして、令和3年度は取水口を設置しまして、また4年度も継続的にそちらを行ってきたわけですね。現在は、

専門家の方に調査をお願いいたしまして、まず原因を追及してその後どう保全していくかというところを5年度に入り進めております。いろんな、どうしてこんなに激減したのかということについては、気温の上昇によって温水化したとか、当然湧水が少なくなった、閑地化した、盗掘等あると言われております。議員おっしゃった動物の被害というのものもあるかもしれませんが、そちらを現在調査いたしまして、今後どう保全していくかを5年度で進めておりますので、このまま、りゅうきんかのほうは、しっかり管理をさせていただきたいと思っております。森園の委託のほうなんですけれども、実は教育課のほうでも毎年4月がひと月開いてしまうことがとてもおっしゃるとおり芝の1か月でとても傷んでしまうということを知っておりましたので、何とか4月の入札を早く出来ないかとか、方法いろいろ関係課にも相談しておりましたが、なかなかそこが事務上出来なかったということで、この1か月が開くという状態が続いているところです。今後につきましては、議員おっしゃった3月に債務負担行為を起こすこと等ですね、再度確認をしまして、担当課に確認をして何とかこの継続的な手入れ、芝管理ができるように進めていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。そういうふうに教育委員会もですね芝管理については、懸念された。いたということであるならば、少し知恵を絞れば方法は出て、出てくるわけで。財政課と協議をして債務負担を起こしてすぐにもう3月のときに入札をやればもう4月からできるわけですから、しっかりと対応していただいたほうが、私は、選手の皆さんに対してもPRがしっかりと出来て、本当に胸張って歓迎ができるんじゃないのかなと思います。芝生が剥げたところですね、やっぱりそういう大会はさせてはいかんのじゃないのかなと思っておりますので、よろしく対応をお願いしますが、先ほどの課長の答弁の中でいると思うという、答弁がありました。作業日報は、業者さんが作っておられると思う。本来ならば私は教育委員会はですよ、毎月毎月のこれだけの金額を業者さんに委託してお願いするわけで、どのような作業が行われているのかというのは私はしっかりとチェックするべきだと私は思います。提出は義務づけるべきじゃないでしょうかね、作業日報を作らなくてくださいじゃなくて、やっぱり毎月提出をしてくださいと。そして確認をして間違いなく作業されてるんだと。これだけの例えば肥料を使っておられるんだ。でないと確認のしようがないんじゃないですかこれの金額をしっかりと、させといて、チェックをしないということはちょっとおかしいと思っておりますので、もう少しその辺は徹底していただきたい。と思いますが、いかがですか。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、作業日報のほうにつきましては月ごとなのか、どういった形でか、提出が担当のほうにはあっているかもしれないというところで思っておりますと回答しましたけれども、再度確認をしましてしっかりと管理状況をですね、確認してまいりたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 先ほど森園の芝生の管理の件が出ましたけれども、確かに8月の11日に九州管内の選手を集めてのサマーカップの時も私も大変心配いたしました。もう事前もう6月段階で、ちょっとやっぱり芝生が傷んでるところがございましたので、その期間をある程度使

用を制限いたしました。そういうような形で今後もですね、いろんな大会が今後開催されるかと思しますので芝生の管理も含めていろいろあそこの使用の方法も考えていきたいというふうに思っております。あれ、本当に質問をいただきましてありがとうございました。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。はい1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。それ24ページでございますが、雑入の中で下から3段目ですかね。売電収入、これ教育委員会のほうでよかったかと思う。恐らく学校のソーラー関係だと思いますが。これもし既存の資料があったらで結構でございますので、発電能力、発電所の規格ですね。規格に対してどれくらいの発電がなされているのか。もし恐らく学校で使用した残りが売電という結果になってるのかなというふうに思いますが、そこあたりのデータがありましたらですね、これ今日でなくて結構でございますが、お願いできればと思います。要するにそういった公共施設の中で、ソーラーをした場合ですね、どういう効果と申しますか。そういったものをちょっと参考にできるようなデータが出てきたらありがたいなと思っております。それからもう1点でございますが、今年度から以前、前の議会で、条例が可決されました、条例だったですね、中学校の部活の社会体育移行。それが検討委員会ですか、が今からスタートするわけでございますが、もう既にですね小学校の場合が、クラブ活動の移行、中学校の場合と若干内容的な異なるかと思いますが、そういったことで今後の中学校の移行に関し、関連して、小学校のそういった移行に関してですね、要するに保護者とか、そういった運営とかに何らかの財政的な支援等が、今現在4年度決算の中でですね、なされておるものかどうか、これちょっと私、決算書を見た限りでなかなかよく理解出来ませんでしたのでもしかしてそれがあのかもしれませんが、そういったのをちょっと私は見つけることが出来ませんでした。それはもしすいません、あれば、あればあれですけど。ないとしたらそれは教育委員会というか町としてその必要性をどのような認識でおられるかあったにしましてもですねその付近の御認識をですね、というのがさっき言いましたそれは今後の中学校の今後の問題でありますそれに関連する。これあの保護者にとって非常に関心があるものだと思うんですよ。さっき言いました小学校と中学校は違うといえどもですね。そういうことでちょっとその付近の現状をお願いをしたいと思います。もう1点でございます。114ページあたりで社会教育団体への補助金等でございます。令和4年度の決算のにおきまして、このあたり何か特段、課題等々がなかったかどうか。その点についてお願いをしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） 売電、太陽光の売電につきましては、最終日に資料を提示させていただきたいと思っております。部活動、中学校部活動移行に伴いますそれに関連しまして、小学校の移行において財政的な支援が決算で見えないところでもありますけれども、費用的には、決算の中では出てきておりません。ただいま支援という部分につきましては、利用団体、体育施設の利用に係る経費を減免申請していただいて、無料で貸出しをしているというところが、現在の財政支援と、の一つであるかなと考えます。あと最後の補助、社会教育団体の補助についてですけれども、決算について、そうですね1団体について補助金の決算書の中で、本来、委託料で上げるべきものが、報酬でしたかね、ちょっと費目が正当に上げてなかったというところはあり

ましたけれども、そちらについても指導いたしまして改善をされているところです。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。1点目は売電の件はですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。小学校の社会体育と申しますか、これそれぞれの受入れ団体というか、中での処理になつてくるかもしれませんが、例えば保険であるとか、そういった部分についてはですね、小学校のこれ細かく言えばいろいろあるんですけど1例で言いますと、保険であれば小学校のクラブの場合はですよ、この中に出てくる学校保健何とか、要するに学校の管理下の対応できるんですね、学校の管理が外れますとそこに無保険でいくのか保険であるとか、だから今のあくまでも1例ですけど、そういったところで、もうこれ以前から言われてる話ですよ、保護者の負担、時間的負担、経費的な負担は必ず上がってくると。そこ辺りを今から中学校されるにしましても小学校の場合もそれはありうると、ありうるといふかあるはずなんですよ絶対。そこあたり使用料の減免だけ、だけすいませんだけというのちょっと表現あれですけど、それでいいのかなという疑問をちょっと私は常々持つてゐるんですが。と申しますのは、小学校のそういう形で、これまでクラブ活動でいろんなそういうのに支えてきた中でそれに対応出来ない、これも言われてきた話ですけど、そういったことをしていない子供さんたちの数が、もう結果的に当然増えてきてゐるんですよ。そこに私はですね、個人的な見解ですが、それでいいのかなという疑問があります。中学校になった段階で、そういったことを経験しない子供さんが増えてきている。クラブ活動が絶対なくてはいけないということを申し上げるつもりでございますが、そういった選択肢が狭まってきた中でですよ、何かちょっとそこは中学校の社会体育移行だけじゃなくて小学校の時点からですね、何か今考えていかなくちゃいけないんじゃないかなという気がしておりますのでちょっとこういう話をさしてもらっております。それは今後の話としてですけど、先ほどのお答えは、現時点ではそういうことがなされてないというふうに受け取りましたので、今後のことでちょっとお考えがありましたらお願ひしたいと思います。最後の3点目の件については、もうこれ確認です。ほんなら今回の決算の審査の中では、監査委員さんのほうから特段の先ほど課長がおっしゃった部分については、特段の指摘とかそういったものはございませんでしたでしょうか。今回の決算審査です、あくまでも。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。小学校の部活動移行に伴うなしでの財政支援についてですけども、今後、中学校の部活動移行を今検討委員会のほうで進めておりますけれども、当然その中で保険とか費用ですね、いろんな保護者が負担する費用等についても検討していくこととなりますので、小学校の部分につきましてもあわせて協議していく必要があるだろうと課内でも話しておりましたので、部活動、中学部活動移行検討にあわせまして、小学校も含めまして進めてまいりたいと思ひます。最後の決算審査、この決算認定に関してですが、その補助金部分については特にそういったお話はなかったと思ひます。いいですか。

◎議長（森岡 勉君） ほかに、ほかにありませんか。それでは各課について御質疑いただきましたけれども、全課にわたつての質疑があればここで受けたいと思ひますが、質疑ありませんか。ありませんね。

◎議長（森岡 勉君） 次に日程第2、認定第2号令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） はい、国民健康保険の概要につきまして御説明いたします。令和5年3月末の国保加入率は、24.25%です。令和4年度の平均被保険者数は3,638人で、前年度から173人減少しております。次に、保険給付費についてです。総額は14億8,146万円で、前年度比102%、2,913万円余りの増額となっております。1人当たりの保険給付費は40万7,000円余りで前年度より2万6,000円程度増加しております。また、国保データベースで月80万円以上の医療費、入院、外来を含めましての件数、件数ですが、260件ございました。主な疾患は、悪性新生物や糖尿病、脳内出血、心疾患などが見られました。それでは3ページをお願いします。歳入です。上段の款1の国民健康保険税3億9,547万円余りは、歳入の約18.7%を占めています。それから中段の款6県支出金15億105万円余りは、歳入の約71%となり、この二つを合わせて89.7%を占めております。4ページをお願いします。歳入合計は21億1,308万1,110円で、前年度より3,500万円余り減となっております。次に歳出です。5ページをお願いします。歳出合計は20億9,046万6,035円で、前年度比べ約500万円の増となっております。歳出に占める割合で最も大きいものは、2段目の款2保険給付費14億8,146万4,886円で、全体の70.9%。次に款3国民健康保険事業給付金5億6,920万4,142円が27.2%を占め、二つを合わせまして98.1%を占めております。それでは、詳細につきまして説明させていただきます。

◎議長（森岡 勉君） 林田課長補佐。

●税務課長補佐（林田 考功君） それでは、税務課所管分を説明いたします。まず歳入からです。7ページをお願いいたします。国民健康保険税は、目1一般被保険者分と目2退職被保険者分に分かれておりますが、目2は、廃止されました退職者医療制度の分です。経過措置として令和元年度までは対象者がいましたが、令和2年度からは、新規の課税がありませんので滞納繰越分のみとなります。国民健康保険税全体で調定額4億2,751万3,094円、収入済額3億9,547万2,376円、不納欠損額502万4,399円、収入未済額2,701万6,319円です。徴収率は92.5%で、前年度より1.2ポイント上昇しており、この徴収率は県内で第8位となります。なお徴収率の現年度分、滞納繰越分の別では、現年度分は98.1%で前年度より0.2ポイントの減少となり、滞納繰越分が22.8%で3.4ポイントの上昇となります。次に8ページを御覧ください。上段の目1督促手数料です。収入済額16万1,200円、不納欠損額2万6,200円です。次に9ページを御覧ください。中ほど下の目1延滞金です。収入済額38万5,700円となっております。続きまして、歳出の説明となります。11ページを御覧ください。下から2段目、目1賦課徴収費、節10需用費、備考欄の印刷製本費になります。これは納付書及び督促状などの印刷費です。次に15ページを御覧ください。中ほどにあります、目1一般被保険者保険税還付金、節22償還金利子及び割引料ですが、歳出済額は64万5,800円です。これは、年度を遡って被保険者の資格喪失や所得の修正申告をされるなど、過年度の税額が減額となった場合に歳出還付したものです。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） はい。続きまして、健康推進課所管分の説明をさせていただきます。8ページをお願いします。中段の款6 県支出金、項1 県負担金補助金、節1 保険給付費等交付金普通交付金は、被保険者の保険給付費に対して交付されるものです。また節2 保険給付費等交付金特別交付金については、備考欄を御覧ください。保険者努力支援分として、医療費適正化に努力した市町村へ交付される交付金のほかに国からの特別調整交付金、県繰入金、国及び県からの特定健康診査等負担金があります。下段の款7 財産収入は、基金利子となっております。最下段から9ページの上段となりますが、款8 繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険料軽減分保険基盤安定繰入金ですが、これは、保険料軽減の対象となる保険料について、軽減相当分を繰り入れるものです。節2 の保険者支援分保険基盤安定繰入金は、低所得者数に応じ平均保険料の一定割合を繰り入れるものです。また、節4 財政安定化支援事業繰入金は、低所得世帯や高齢者割合、病床数などを勘案して算定された額の繰入金となっております。さらに節5 未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児がいる世帯の保険税負担の軽減を図るための繰入金です。節1 から節6 までを合わせました1億1,363万円余りを一般会計から法定内で繰入れております。次の項2 基金繰入金は2,500万円を財政調整基金から繰入れをしております。中段の款9 繰越金は前年度の繰越金となります。最下段の款10 諸収入、項2 受託事業収入です。これは75歳以上の後期高齢者に係る健診費用等を熊本県後期高齢者医療広域連合から交付されたものです。10ページをお願いします。上段の項3 雑入、目1、節1 一般被保険者第三者納付金は、交通事故など第三者行為の医療費を一旦国保で立替え、受け入れるものです。昨年度は4件分を受入れております。目3、節1 一般被保険者返納金は、主に保険者間調整の医療費等調整金となっております。目6、節1 一般被保険者療養給付費精算金は、県から過年度分の療養給付費等負担金の追加交付があったものです。歳入合計2億1,308万1,110円となっております。次に歳出の説明を行います。11ページをお願いします。款1 総務費、項1 総務管理費は、経常的な経費でレセプト点検員2名に係る費用、国保連合会への共同電算委託手数料、未就学児均等割に係る分のシステム改修委託料等が主なものとなっております。最下段の項3 運営協議会費は、国保運営協議会にかかる経費です。昨年度は2回開催しております。12ページをお願いします。款2 保険給付費、項1 療養諸費は、一般診療補装具、医師の指示による鍼灸、按摩等の療養費となっております。項2 高額療養費2億1,031万7,669円は、前年度から1,300万円ほど増加しております。13ページをお願いします。上段、項4 出産育児諸費です。国保の方が出産された場合に1人当たり42万円を給付するもので、昨年度は12件ございました。項5 葬祭諸費ですが、被保険者が死亡した場合に、2万円を交付しております。26件の実績でした。その下、項6 傷病手当、手当金ですが、新型コロナに感染し、または感染が疑われる方で、仕事を休んだ従業員に対し支給するもので、昨年度は7名に支給をしております。中段の款3 国民健康保険事業納付金です。これは県に納付するもので、項1 医療給付費分は、医療、医療分の負担金となります。項2 後期高齢者支援金等分及び項3 介護納付金分は、それぞれ後期高齢者医療制度や介護保険制度を支えるための保険者負担金負担分となります。14ページをお願いします。中段の款5 保健事業費、項1 保健事業費、節1 2 委託料は、国保連合会に対する疾病分類医療費通知やジェネリック医療品とのジェネリック医薬品との差額通知、保健事業の共同電算処理等の委託分と

なります。下段、項2特定健康診査等事業費の節1から節8までは、看護師1名分にかかる費用で、特定健診未受診者や医師から紹介状が届いた方への受診勧奨を行っております。昨年度は124名の方に対し、家庭訪問や電話等を行っているところです。節12委託料は、40歳以上75歳未満の国保被保険者に対して行った特定健診と特定保健指導に係る委託料となります。15ページをお願いします。款6基金積立金は、基金利子160万8,110円を積立てしております。16ページをお願いします。令和4年度実質収支に関する調書となります。収入総額21億1,308万1,000円。歳出総額20億9,046万6,000円。歳入歳出差引き額2,261万5,000円。翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額2,261万5,000円、うち基金繰入額はございません。17ページをお願いします。財産に関する調書です。国民健康保険財政調整基金、前年度末現在高4億3,249万9,390円。決算年度中増減高マイナス2,339万1,890円。決算年度末現在高4億910万7,500円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（森岡 勉君） はい。それでは、会議の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時44分

再開 午後3時55分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に日程第3、認定第3号令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） はい。それではまず令和4年度後期高齢者医療の概要を説明します。被保険者数の平均は2,990人で、前年度より33人増加しております。また1人当たりの医療費は、89万1,149円で、前年度86万4,479円でありますので、約2万6,000円ほど増加をしております。なお県内の順位では、45自治体中40番目となっております。それでは、歳入から御説明させていただきます。上段、失礼しました。5ページをお願いします。それでは、歳入から御説明させていただきます。上段、款1後期高齢者医療保険料です。節1現年度分特別徴収保険料は、年金からの天引き分です。節2現年度分普通徴収保険料は、納付書または口座振替によって徴収をしております。節3滞納繰越分普通徴収保険料です。節1から節3までの保険料を合わせました調定額が、1億5,833万7,600円、収入済額が、1億5,780万4,100円、収入未済額が53万3,500円となっております。徴収率は99.6%となっております。中段、款3繰入金です。一般会計から繰入れをしており、主なものは節2保険基盤安定繰入金7,625万2,950円となっております。下段の款4諸収入、項2受託事業収入は、歯科口腔健康診査費を広域連合から受託したのとなっております。その下、項3雑入につきましては、令和4年10月1日からの窓口負担割合の見直しにより、保険証を再度発行した分の補助となっております。6ページをお願いいたします。款5繰越金です。前年度からの繰越金となっております。以上で歳入の説明を終わります。続きまして、歳出を説明いたしま

す。7ページをお願いします。上段の款1総務費です。保険料や保険証の通知など事務全般に係る経費となります。先ほども申しました令和4年10月1日から窓口負担割合に2割負担が追加されたことから、郵送料等が増加をしております。2段目の款2後期高齢者医療広域連合納付金ですが、被保険者保険料負担金とあわせて、一般会計から繰入れました基盤安定の負担金を広域連合へ納めておるところです。款3保健事業費は、歯科口腔検診の委託料で、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎を予防する目的で行っております。令和4年度は、80名が受診をされております。款4諸支出金は、被保険者が死亡した場合や所得更正があった場合に還付するものです。最下段の款5予備費です。8ページをお願いします。備考欄を御覧ください。歯科口腔検診受診者の増により款3保健事業費、節12委託料へ11万1,000円を充用しているところです。以上で歳出の説明を終わります。9ページをお願いします。令和4年度実質収支に関する調書です。歳入総額2億4,064万4,000円、歳出総額2億1,037万3,000円、歳出歳入差引額3,027万、翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額3,027万円、うち基金繰入額はございません。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、11番皆越です。7ページの中にですね、歯科口腔検診受託料が80名とおっしゃいましたけども、全体の何割ぐらいでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。歯科口腔の検査関係でございますが、被保険者が平均で2,990名でございますので、割合としましては2.6%の方が検診を受けられたというところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。この検診はですね、8020運動とかってありますので、とても重要なことだと思いますので、啓発に努力していただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、ありがとうございます。対象の方には口腔検診の問診表とかお送りいたしますが、なかなか受けていただけていないところがございます。これやはり我々のまだもっと検診受けていただくように広報、お願い等をしていかなければいけないかなと思っております、ありがとうございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんね。

◎議長（森岡 勉君） 次に、日程第4、認定第4号令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。説明を求めます。尾方課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（尾方 圭君） はい、では令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。まず概要としまして、令和4年度末での被保険者は、65歳以上の第1号被保険者5,572名、40歳から64歳以下の第2号被保険者4,312名、計9,884名となっており、昨年より75名減となります。うち要介護要支援の認定者数は、第1号被保険者880名、第2号被保険者17名の計897名で、昨年より18名減でありました。介護保

険給付費につきましては、要介護認定者数の大きな変化がない影響からか、令和3年度から減少傾向であります。しかしながら介護、特別養護老人ホームの待機者が、令和3年度末で80名存在することや介護人材の確保が困難なことなど、課題も多く見られる現状です。それでは、歳入から説明いたします。7ページをお願いします。上段の款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収現年度分普通徴収及び滞納繰越分普通徴収の介護保険料収入となっております。ページ中ほどの款3、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付等に要する費用に係る国の負担分であります。その下、項2、目1の調整交付金は、市町村ごとの後期高齢者の割合や高齢者の所得状況の格差を調整するために交付されるものであります。その下、目2地域支援事業交付金は、町が行っております介護予防日常生活支援総合事業と包括的支援事業等に対する交付金であります。その下、目3の保険者機能強化推進交付金及び目4の保険者機能強化努力支援交付金は、市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の達成状況を評価し、その事業ごとの評価に応じて交付金が支払われるものになります。8ページをお願いします。上段の款4支払い基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者介護保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。ページ中ほどの款5県支出金は、先に説明しました国からの介護給付費負担金及び地域支援事業交付金と同様に県の負担割合に応じて交付されるものであります。下段、款7、項1、目1の介護給付費繰入金から、目3地域支援事業繰入金は、介護給付費等の各事業における町の負担分を繰り入れるものであります。9ページをお願いします。最上段、目4低所得者保険料軽減繰入金は、消費税による公費を投入し低所得者の介護保険料軽減を行うものであり、対象者は1,943名でした。最下段から10ページ上段にかけての款10、項1、目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメント収入として国保連合会から受入れたものです。10ページをお願いします。以上、歳入合計は、20億4,434万9,254円となります。続きまして、歳出について説明いたします。11ページをお願いします。上段の款1、項1、目1一般管理費は、地域包括支援センター運営協議会委員報酬や介護保険システム、地域包括支援センター管理システム及び事業所台帳システムの使用料が主なもので、介護保険業務の事務経費であります。ページ中ほどの項2、目1介護認定審査会等費は、介護認定を行う上での認定調査員報酬、主治医意見書作成手数料や球磨郡介護認定審査会審査事業特別会計負担金が増加したことで、増加した額が主なものになります。最下段から12ページ上段にかけての項3、目1計画策定委員会費は、3年ごとに見直す必要がある高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定にかかる費用であり、令和4年度は1回策定委員会を開催しております。12ページをお願いします。款2保険給付費は、介護サービス、介護予防サービスに対する給付費等であり、介護保険特別会計全体の約9割を占めております。昨年度と比較すると約5,500万円の減額となっております。下段から13ページ上段にかけての款3、項1償還金及び還付加算金は、過年度の所得修正等による第1号被保険者への還付金や令和3年度分の介護給付費等精算に伴う国県支払い基金への返還金となります。13ページをお願いします。ページ中ほどの項3繰出金は、令和3年度の介護給付費等地域支援事業費に係る町の負担、町負担分の精算で一般会計へ繰り出してしております。ページ中ほどから、最終歳出、歳出の最終ページまでの款4地域支援事業費は、元気高齢者から要介護認定者など全ての高齢者が対

象で、介護予防事業や地域の支え合い及び医療介護の多職種連携、成年後見制度など幅広く事業を展開しております。14ページ上段にかけての款4、項1介護予防日常生活支援総合事業費は、訪問、通所、配食などの介護予防日常生活支援サービス事業や一般介護予防事業としての地域型サロン及び認知症予防の脳いきいき教室等に係る費用になります。14ページをお願いします。14ページから16ページにかけての項2包括的支援事業任意事業費は、地域包括支援センターの人件費や低所得者へのグループホーム家賃助成、支え合いの地域づくりを推進する生活支援体制整備等の各種事業に係る費用になります。16ページをお願いします。以上、歳出合計は18億7,791万5,306円となります。17ページをお願いします。令和4年度の実質収支に関する調書です。歳入総額20億4,434万9,000円、歳出総額18億7,791万5,000円、歳入歳出差引額1億6,643万4,000円で、実質収支額も同額となります。18ページをお願いします。財産に関する調書です。介護保険給付費準備基金は、前年度末残高1億8,739万8,916円に、決算年度中70万5,444円の利息分を追加し、決算年度末現在高は1億8,810万4,360円となります。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今は何なんですかね、8期ですか、8期ですかね、の5年度が最終年度だったですかね。4年度の決算、今御説明いただいた分でいきますと17ページの実質収支、4年度末で1億6,600じゃなかった。1億6,600万ですね。と、最終ページが基金が1億8,800万。数字だけ見てプラスのほうでですねいいことだとかいうか、それ、そういう認識は基本的にあるんですが、結果論なんですけど、ちょっと大きいですよ。というふうに私この数字見たんですよ。ですからこの分でいくと5年度決算がもちろんまだわかんないわけですけど、極端に言うと1年分の保険料に見合うような数字になってしまう、しまうというかですね、そんな感じになってますよね今。ですからその計画期間中の変更もちろん出来ないんですが、何かな、計画期間の差、保険料の差が、このままいくといいほうとか安く、低いほうにいくのでよしとするにしてもですね、余りそこはやっぱり極力平準化しないといけない、いけないという性質的なそういうものだろうと思いますので、その点のそのこれあのほう結果的なものからいいとか悪いとか言うつもりございませんが、担当課としてそこあたりですよ、どのようにお考えですか、この決算が出た段階でですね。

◎議長（森岡 勉君） 尾方課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（尾方 圭君） 今、議員おっしゃられたとおり確かに繰越金として1億6,600万上がってきております。その中で今年度精算分として7,200万は今年度中の予算に組んでおりますので、それを差し引いたとしても基金と合わせたら2億を超える額が出てくるというものになります。議員おっしゃられてるとおり、やはりこの介護保険は3年に1回見直しを行って、保険料というのは3年間でもう精算をしていくというのがもう大前提であるところではございますが、今期だけではなく前期からのちょっと給付費が下がってきた影響もあって、実際今、金額が余ってきているという現状になります。これはとてもいいことだとは思いますが、これを保険料にしかこの金額は充てられませんので、今あるこの仮に2億円とした分を2億、次の9

期に丸々充てたとしたら、今度はこの10期のときにまた上げる必要があるっていうところも出てきますので、基金等の取扱いについては、次の9期、10期とかもちょっと先を見越したところで、幾らか分は基金として取っとく、あとはもう取崩して保険料に充てていくというのを計画していきたいと思っております。ちなみにこの第8期の3か年でも、基金を取り崩す予定ではあったんですけど取り崩す必要はなく今のとこいけているという現状でございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい今の御説明でもうそれ以上云々ではないんですが今おっしゃったとおりですね、やっぱ介護保険料というのは他のものいろんな税金も含めてですけど、やっぱその該当される対象者にとってすればその数字をあんまり上下するとですね、やっぱそこにその数字の移動だけでえっという形になりますので、極力、もう本当難しいと思えますけど、今はいいほうにぶれてる話ですので、まあよしとするにしてもですね。その付近の今計画づくりの最中だと思えますけども、大変御苦労だと思えますが、そこはぜひ今おっしゃったような感じで保険料が残り3か年ごとにぶれないようなところを当然やっておられると思えますが、よろしくお願ひしたいと思います。とにかく今回のこの決算を見て、数字がもうやむを得ないんでしょうけどおっきいなというのが物すごく第一印象あったもんですから、その点またよろしくお願ひします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） ありがとうございます。御指摘いただきましたとおり、非常に基金のほうも残高もそれなりの金額になってきております。来年度第9期に向けまして、本年度で計画策定中でございます。今の町のほうの保険料につきましては、基準額としまして月額5,900円ということで、郡市の10市町村では安いほうから2番目ということになっております。非常に今のところはですね、そのような状況になっております。これも町民の方々がいろいろとサロンでございますとか、いろんな健康づくりとか、いろんなことに御協力いただいております。そういったことも非常に影響してるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、基金や基金等の取扱いにつきましては、今度の9期計画でしっかりと検討して、適切な保険料が維持出来ますように計画してまいりたいと思えます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんね。

◎議長（森岡 勉君） 次に日程第5、認定第5号令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。説明を求めます。前田事務局長。

●球磨郡障害認定審査会事務局長（前田 和博君） 認定第5号、令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。まず令和4年度の全体的なところでございますが、球磨郡障害認定審査会につきましては、原則月に2回開催しており、令和4年度につきましては、24回開催し137件の審査判定を行っております。委員につきましては、身体分野、知的分野、精神分野、難病分野に関する学識経験者18名の方をお願いをしております。委員の任期につきましては、2年です。また1合議体当たり、これは一つの審査会のグループでございますが4名、一部5名で審査を行っていただいております。それでは、決算書の5ペ

ージをお願いします。歳入でございます。款の1分担金負担金及び、分担金及び負担金、節の1認定審査事業負担金でございますが、これは球磨郡障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算定をし、事務局があるあさぎり町を除いた郡内8町村分の負担金でございます。款の2繰入金、節の1一般会計繰入金でございますが、これはあさぎり町分の負担金を繰入れたものでございます。款の3繰越金、節の1繰越金でございますが、これは令和3年度の繰越金です。なお繰越金につきましては、例年、前年度繰越金を翌年度の町村負担金で精算しておりましたが、審査会事務局の今後の移管、移転等で経費がかかることも想定し、令和元年度から令和4年度までにおいては、前年度の繰越金の精算を行っていないところでございます。以上歳入合計が、914万3,500円でございます。続きまして6ページをお願いいたします。歳出でございます。款の1総務費、節の1報酬でございますが、これは会計年度任用職員1名と障害認定審査会委員18名分の報酬でございます。節の3職員手当等、4の共済費につきましては、主に会計年度任用職員1名分の人件費でございます。節の8旅費につきましては、主に審査会委員の費用弁償でございます。節の10需用費につきましては、主なものとしまして事務用品等の消耗品費、公用車の燃料代、審査会のあります総合福祉センターの電気料、上下水道料の1か月相当分等でございます。節の11役務費につきましては電話料、切手代です。節の13使用料及び賃借料につきましては、主にパソコン、コピー機などの事務機器使用料でございます。節の18負担金補助及び交付金につきましては、多良木町からの派遣職員に係る人件費で、時間外手当相当分に係るものの負担金でございます。予備費につきましては、支出はございませんでした。以上歳出合計が、578万5,460円でございます。次に7ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。市の歳入総額が914万4,000円。2の歳出総額が578万5,000円。3の歳入歳出差引き額が335万8,000円。5の実質収支額も同額でございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。ないですね。

◎議長（森岡 勉君） 次に日程第6、認定第6号令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。説明を求めます。前田事務局長。

●球磨郡介護認定審査会事務局長（前田 和博君） 認定第6号、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。最初に令和4年度の全体的なところでございますが、審査会につきましては、原則週に3回、月に12回をめぐり令和4年度につきましては126回開催し、3,441件の審査判定を行っております。委員につきましては、医療分野、福祉分野、保健分野に関する学識経験者59名の方をお願いをいたしております。委員の任期は2年でございます。また一つの合議体一つの審査グループでございますが、4名で審査を行っていただいております。それでは、決算書の5ページをお願いいたします。歳入から説明申し上げます。款の1分担金及び負担金、節の1介護認定審査事業負担金でございますが、これは球磨郡介護認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算定し、事務局であるあさぎり町を除いた分の8町村からの負担金でございます。款の2繰入金、節の2介護保険特別会計繰入金でございますが、これはあさぎり、あさぎり町の負担金分を繰入れたものでございま

す。款の3繰越金、節の1繰越金でございますが、前年度繰越金でございます。なお、繰越金につきましても、例年、前年度繰越金を翌年度の町村負担金で精算しておりましたが、事務局の今後の移管、移転等で経費がかかることを想定し令和元年度から令和4年度におきましても、前年度の繰越金の精算を行っていないところでございます。以上歳入合計が4,490万9,258円でございます。続きまして、6ページをお願いします。歳出でございます。款の1総務費、節の1報酬でございますが、会計年度任用職員4名と審査会委員59名分の報酬でございます。なお不用額が200万ほどございますが、これは、これにつきましては、審査会の実績におきまして、中止があったりとか委員の方の都合による欠席などによる残、それから会計年度任用職員3名分を12か月ほど予算計上しておりましたが、実際には1名について3か月半ほど欠員が生じたためでございます。節の2給料、3の職員手当と4の共済費につきましては、主に会計年、審査会事務局の再任用職員1名と会計年度任用職員3名分の人件費でございます。節8旅費につきましては、主に審査会委員の費用弁償でございます。節の10需用費につきましては、主な支出として、消耗品といたしまして要介護認定調査を行う際に使用し、使用します標準化チェックシートの購入、それから公用車の燃料費、それから総合福祉センターの電気料、上下水道料を1か月相当分等でございます。それから11節へ流用ということで役務費に1万円を流用しております。これは県主催の審査会研修会がWebオンラインで開催されたことに伴いまして、委員への研修会資料送付等の依頼があり切手代が不足したために1万円を流用しております。17節の流用につきましては、備品のほうへ流用しております。これは週3回される、3回開催されます審査会時の記録用のICレコーダーが使用不能となり急遽購入する必要が生じたことと、審査会前に委員の体温をチェックするための体温計が使用不能となりまして急々に購入する必要が生じたためでございます。11の役務費、節の11の役務費でございますが、これは事務局と球磨郡の構成町村を結ぶネットワークシステムの接続使用料、ほかに切手代、電話代等でございます。7ページをお願いいたします。備考の1番上は、先ほどの説明のとおり切手代の不足分の流用でございます。節の12委託料につきましては、球磨郡介護保険総合ネットワークシステムの保守管理委託料でございます。節の13使用料及び賃借料につきましては、主にネットワークシステム機器のレンタル料、職員のパソコン端末の使用料、あとコピー機などの事務機器の使用料でございます。節17の備品購入費、購入費につきましては、先ほど説明いたしましたICレコード、ICレコーダーと体温計でございます。節の18負担金補助及び交付金につきましては、多良木町からの派遣職員の人件費に係る負担金でございます。節の26公課費につきましては、車検時の自動車重量税でございます。予備費の支出はございませんでした。以上、支出済み額合計が3,204万6,396円でございます。8ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額が4,490万9,000円。2の歳出総額が3,204万6,000円。3の歳入歳出差引き額が1,286万3,000円。5の実質収支額も同額でございます。以上で説明を終わりますよろしくをお願いします。

◎議長（森岡 勉君） はい、説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（森岡 勉君） お諮りします。明日13日は、熊日金婚夫婦表彰式のため、明後日14日

は各種委員会開催予定のため休会といたしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって明日13日は熊日金婚夫婦表彰式のため、明後日14日は各種委員会開催予定のため休会することに決定いたしました。

◎議長（森岡 勉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後4時34分 散 会